

第 2 編

家庭内の犯罪の動向

第1章 我が国の家庭内の犯罪の状況 ～親族を被害者とした犯罪の動向～

1 一般刑法犯検挙件数における動向

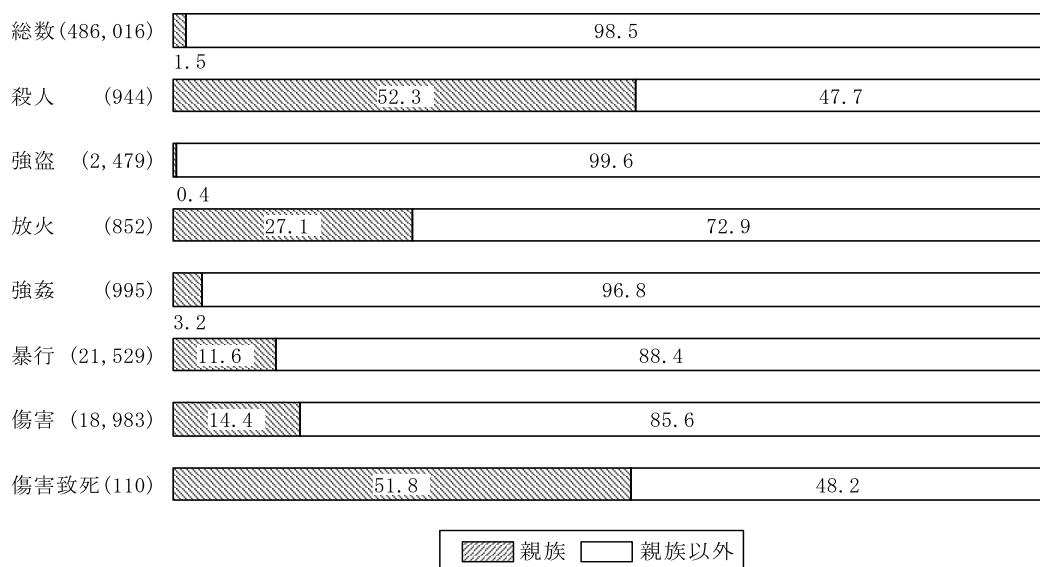
(1) 被害者と被疑者の関係別検挙件数の構成比

2-1-1図は、平成22年における一般刑法犯検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比（罪名別）を見たものである。

親族率（検挙件数総数に占める親族が被害者である事件の比率をいう。以下この章において同じ。）は、一般刑法犯の総数では1.5%（親族が被害者である事件数7,233件）、強盗では0.4%（同10件）に過ぎないが、殺人では52.3%（同494件）、傷害致死では51.8%（同57件）と、それぞれほぼ半数を占める。また、放火、暴行、傷害（傷害致死を除く。以下この項において同じ。）もそれぞれ27.1%（同231件）、11.6%（同2,492件）、14.4%（同2,732件）と親族が被害者である比率が高い。

2-1-1図 一般刑法犯検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比（罪名別）

（平成22年）



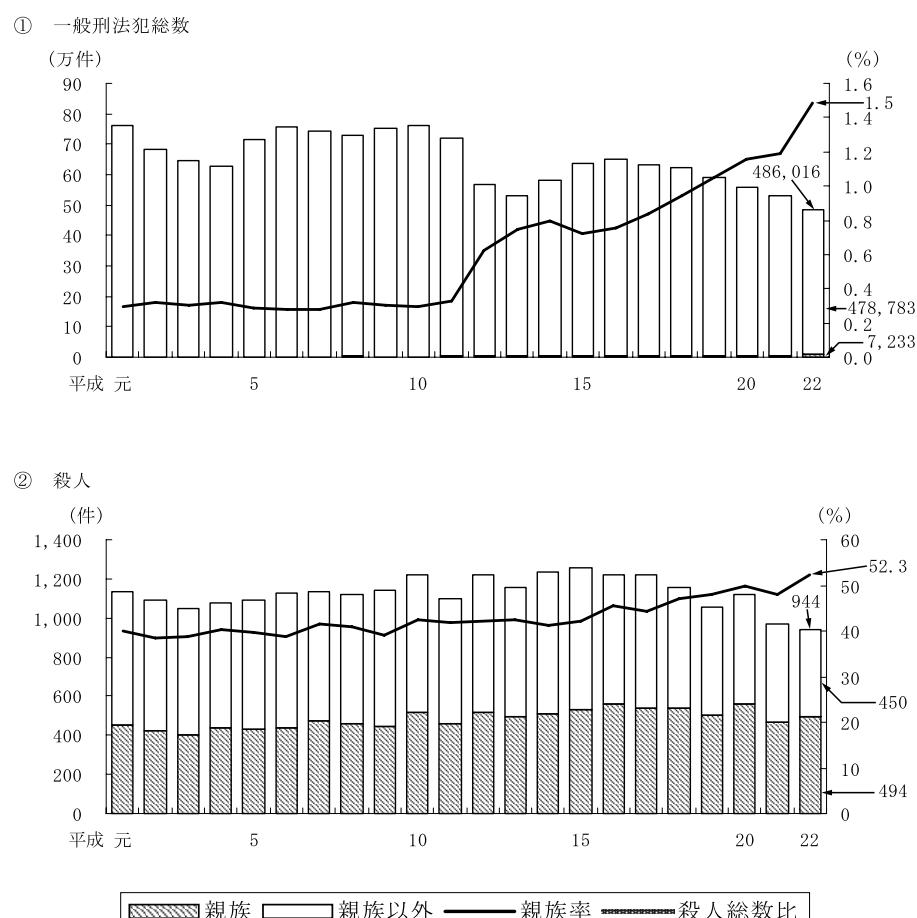
- 注 1 警察庁の統計による。
2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
4 「親族」は、親、配偶者、子、兄弟姉妹等をいう。
5 「親族以外」は、法人、団体及び被害者なしを含む。
6 「傷害」は、傷害致死を除く。
7 () 内は、検挙件数である。

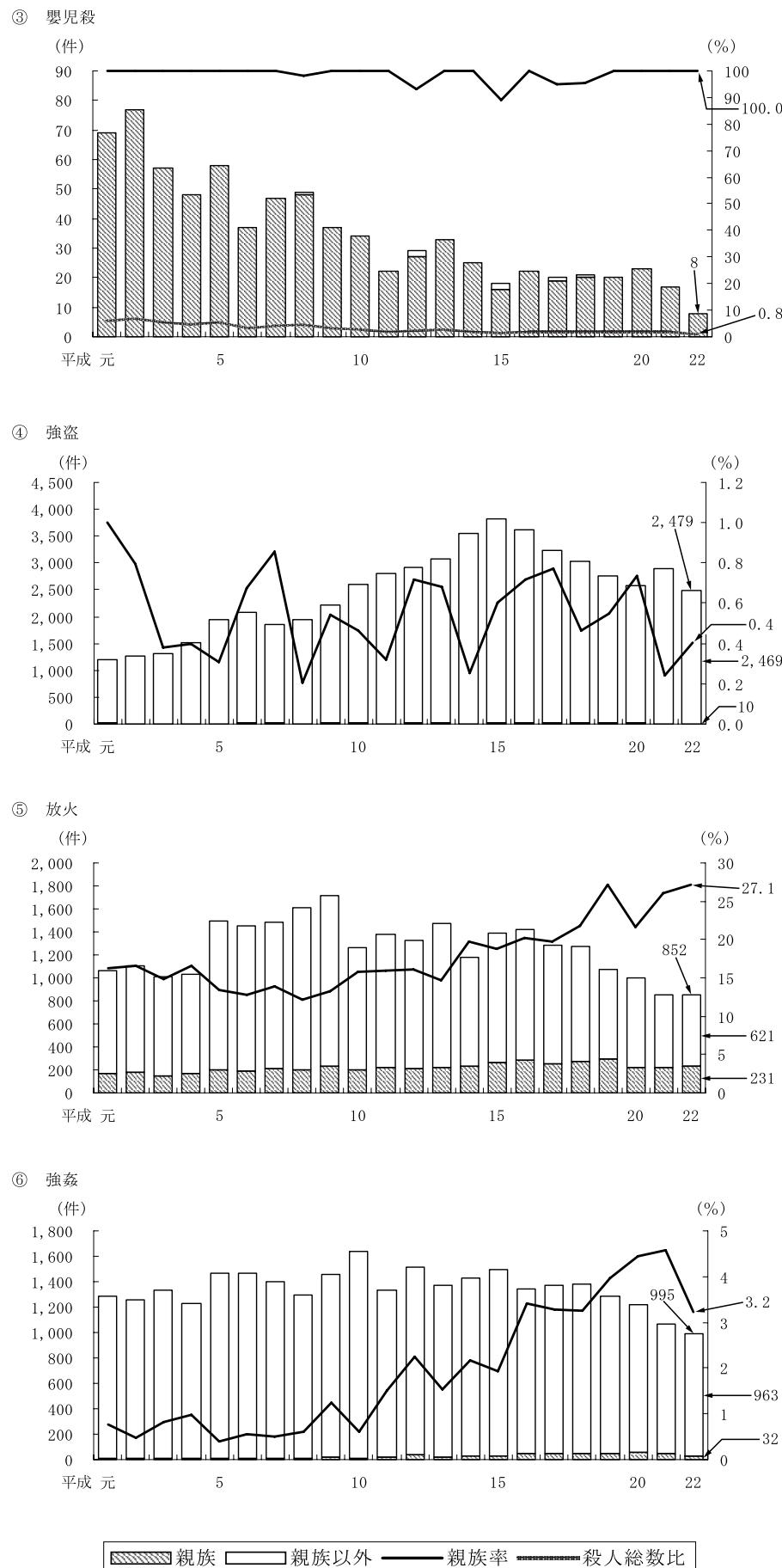
(2) 被害者と被疑者の関係別の検挙件数及び親族率の推移

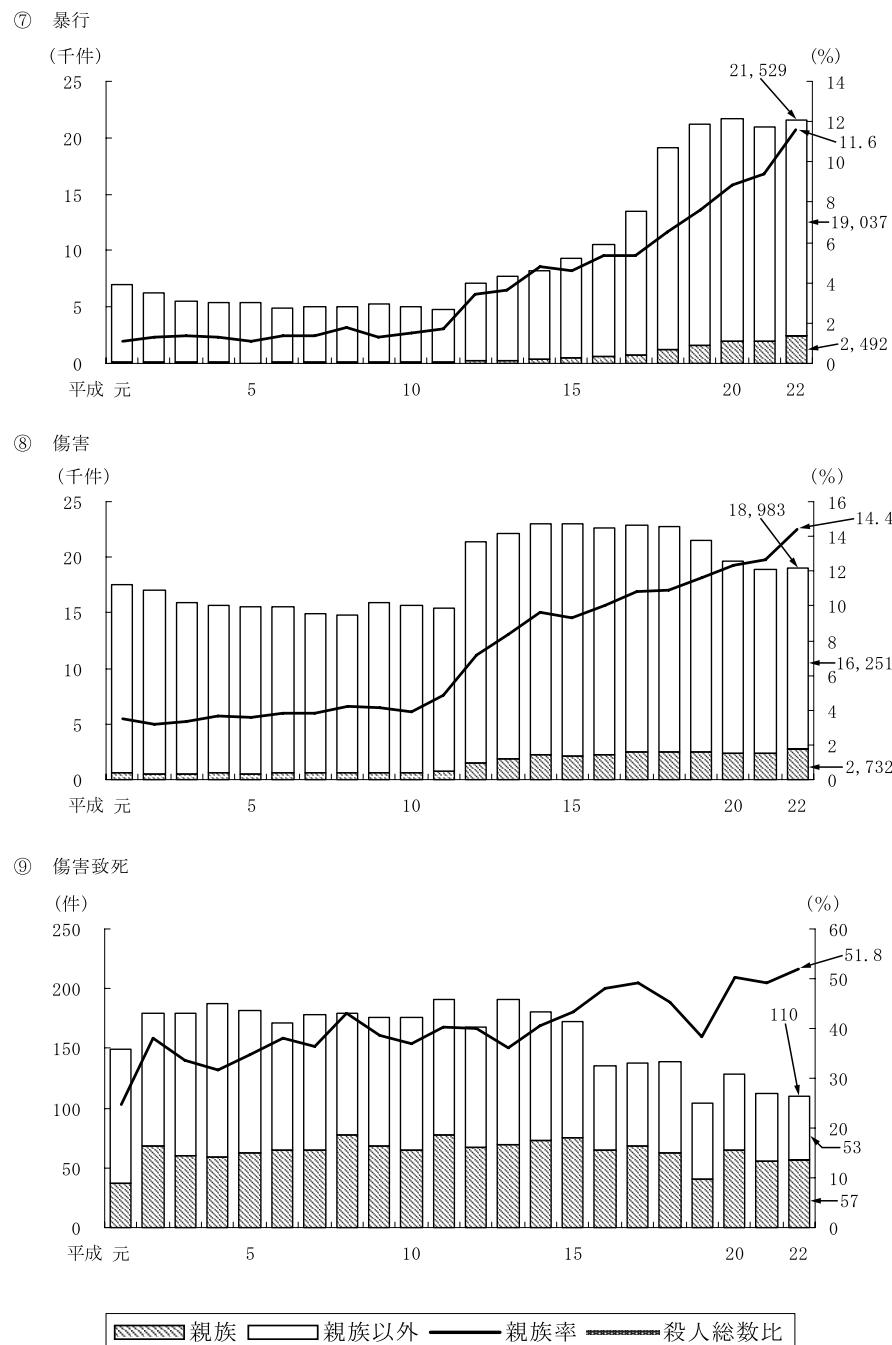
2-1-2図は、一般刑法犯と主要罪名について、被害者と被疑者の関係別の検挙件数及び親族率の推移（平成元年以降）を見たものである。

一般刑法犯総数の親族率は、平成元年から11年まではほぼ横ばいであったが、12年以降増加傾向にある。殺人（嬰児殺を含む。以下この章において同じ。）の親族率は、他の罪名に比べてかなり高く、約40%～50%の間でおおむね横ばいであったが、平成16年頃以降やや上昇傾向がみられる。嬰児殺は、ほとんどが親族によるものであるが、件数が激減している。昭和55年には143件あったが、平成22年は8件にまで減少している。放火は、親族率が13年まで15%前後で推移していたが、14年からおおむね上昇傾向にあり、22年は27.1%であった。暴行は、12年から検挙件数が増加し、親族率も10年から上昇傾向にあり、22年の親族に対する暴行事件は、2,492件と元年の31.5倍である。傷害の親族率も、10年までは4%前後で推移していたが、11年から急激に増加し、22年は14.4%に達した。22年の親族に対する傷害の検挙件数は2,732件であり、元年の4.4倍であった。傷害致死の親族率は、元年以降、おおむね上昇傾向を示しており、22年は51.8%であった。強姦の親族率は、低いものの、10年頃から上昇傾向がうかがわれる。

2-1-2図 一般刑法犯検挙件数(被害者と被疑者の関係別)及び親族率の推移(罪名別)







- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
 4 「親族」は、親、配偶者、子、兄弟姉妹等をいう。
 5 「親族率」は、検挙件数総数に占める親族を被害者とした事件の比率をいう。
 6 ③における「殺人総数比」は、殺人の検挙件数総数に占める嬰児殺の比率である。
 7 「殺人」は、嬰児殺を含む。
 8 「傷害」は、傷害致死を除く。

2 親族が被害者である事件

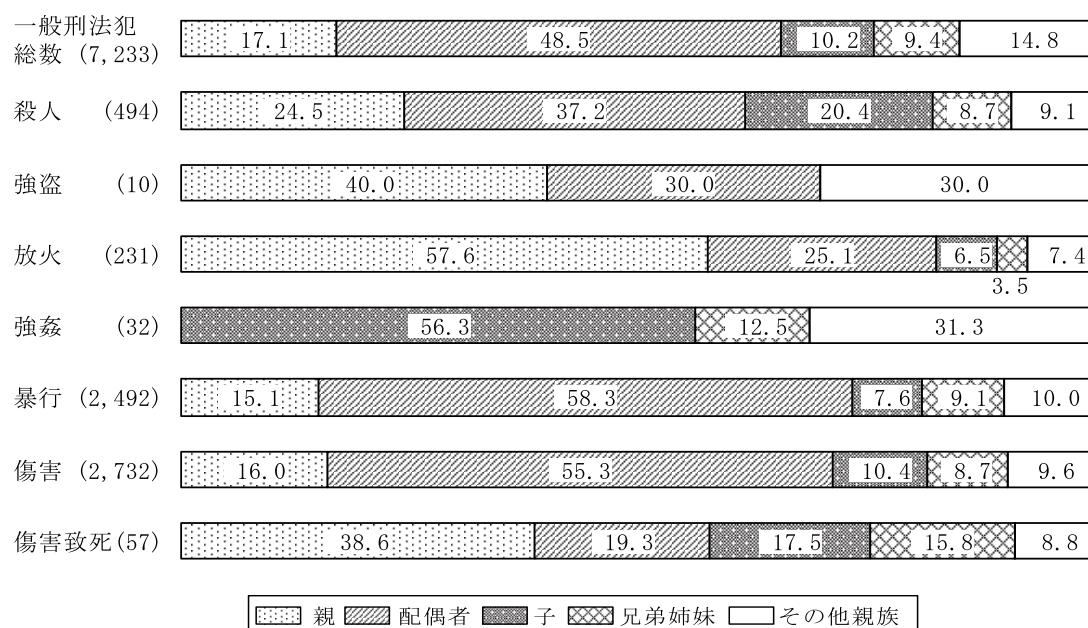
(1) 親族の種類別検挙件数の構成比

2-1-3図は、平成22年における親族が被害者である事件の一般刑法犯検挙件数の被害者の種類別構成比（罪名別）を見たものである。

親族が被害者である事件の一般刑法犯検挙件数の総数は、7,233件であり、罪名別では暴行と傷害（傷害致死を除く。）が多い。被害者の種別内訳は、配偶者が48.5%（3,509件）と半数近くを占め、次いで、親（17.1%）、その他親族（14.8%）、子（10.2%）、兄弟姉妹（9.4%）となっている。暴行、傷害（傷害致死を除く。）では、配偶者に対する事件の比率が極めて高く、それぞれ58.3%，55.3%となっている。殺人も配偶者に対する事件の比率が37.2%と高く、親（24.5%）、子（20.4%）に対する事件の比率も高い。これに対して、放火、傷害致死は、親に対する事件の比率が高く、それぞれ57.6%，38.6%となっている。

2-1-3図 親族が被害者である事件の検挙件数の親族の種類別構成比（罪名別）

（平成22年）



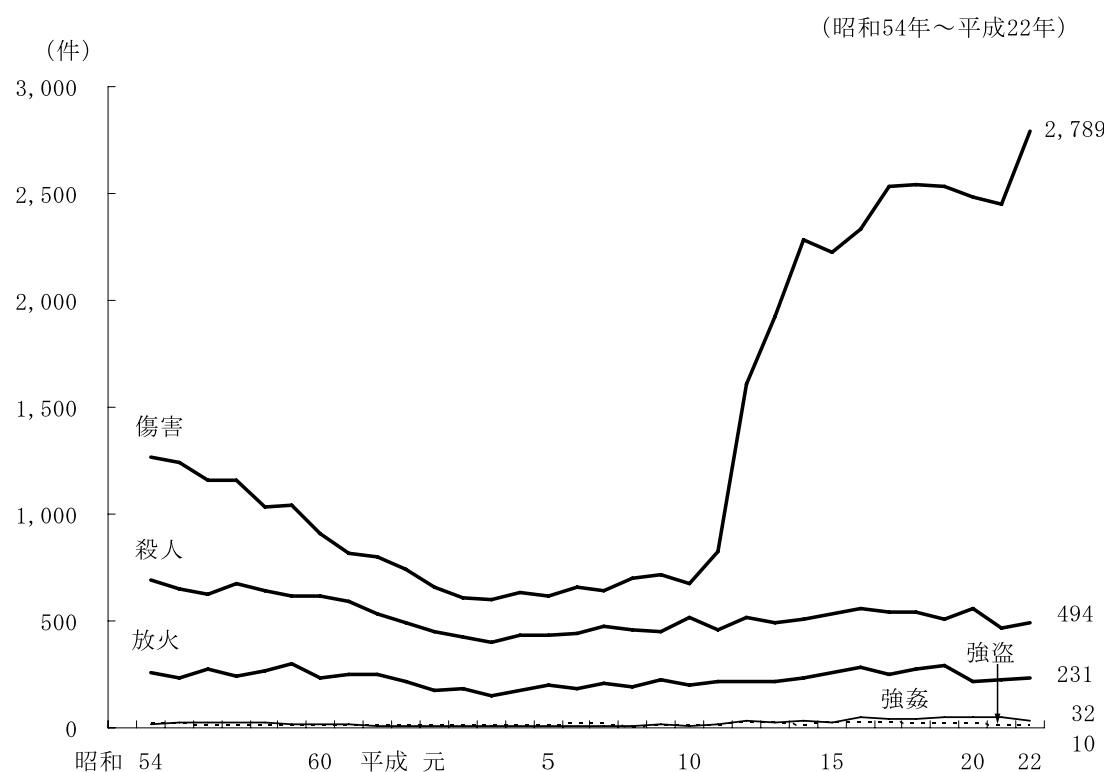
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
 4 「親」は、実父母、養父母及び継父母である。
 5 「配偶者」は、内縁関係を含む。
 6 「子」は、実子、養子及び継子である。
 7 「傷害」は、傷害致死を除く。
 8 () 内は、検挙件数である。

(2) 検挙件数の推移

2-1-4図は、昭和54年以降の親族が被害者である事件の検挙件数の推移を罪名別に見たものである。

親族が被害者である殺人事件は、昭和50年代は600件を超えていたが、平成初期において400件近くにまで減少した。その後、平成10年に500件を超え、近年は500件前後で推移している。親族が被害者である傷害事件は、昭和50年代は1,000件から1,200件台であったが、その後減少し、平成3年には600件を下回った。その後、12年に急激に増加した後、最近は、2,500件前後である。

2-1-4図 親族が被害者である事件の検挙件数の推移（罪名別）



注 1 警察庁の統計による。

2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。

3 「親族」は、親、配偶者、子、兄弟姉妹等をいう。

4 昭和53年以前については、親族を被害者とした事件の検挙件数を示すデータがない。

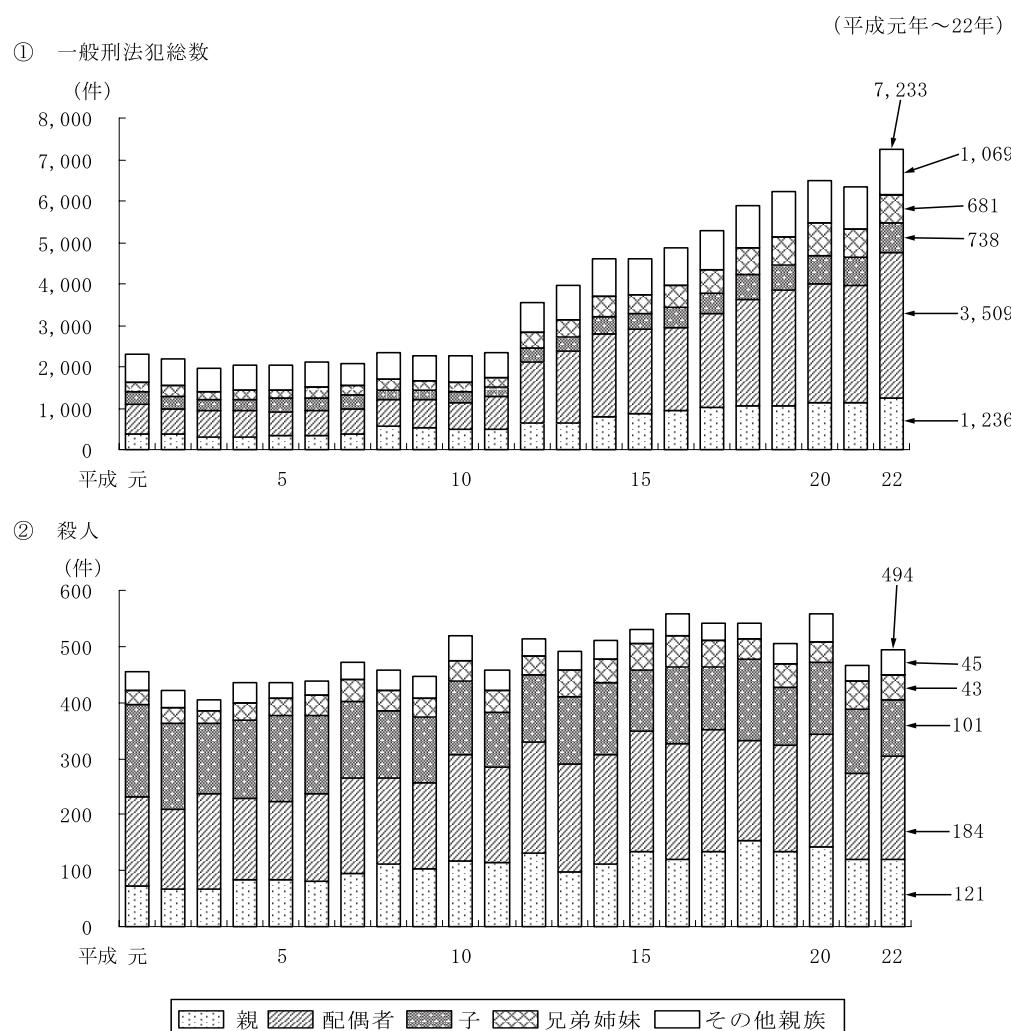
2-1-5図は、親族が被害者である事件の検挙件数の被害者種別の推移（平成元年以降）を罪名別に見たものである。

親族が被害者である事件は、一般刑法犯総数では、平成元年以降11年まではほぼ横ばいで推移していたが、12年から急激に増加している。この急激な増加は、暴行及び傷害（傷害致死を除く。以下この章において同じ。）において配偶者が被害者である事件の検挙件数（2-1-5図⑦⑧参照）が12年から急激に増加していることと連動している。配偶者か

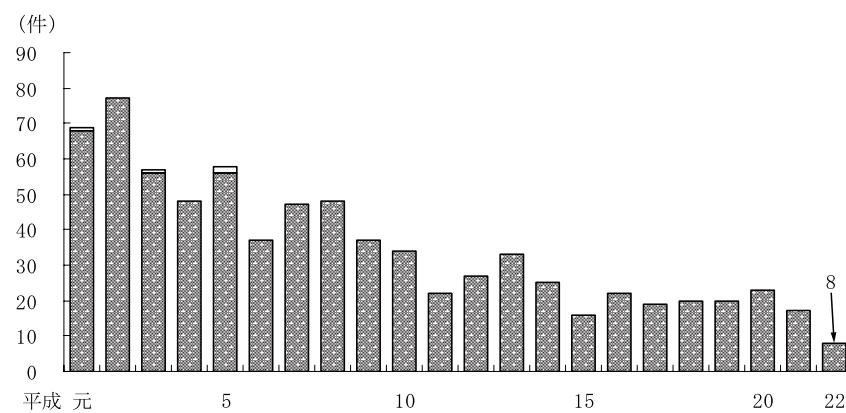
らの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であるとの気運が高まり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）が13年に施行されたが、これらの社会的情勢の変化を背景に、それまで表面化することが少なかった配偶者による暴力が顕在化するようになったことにも、事件数急増の一因があるようと思われる。

被害者の種別に見ると、一般刑法犯総数では、平成8年頃から親が被害者である事件の検挙件数が増加傾向にある。配偶者が被害者である事件の検挙件数も12年から急激に増加し、以後、他の親族を被害者とした事件の件数を大きく上回っている。殺人では、配偶者が被害者である事件は、140～220件の間で推移しており、6年以降は子が被害者である事件を抜き、最も件数が多い。放火は、平成元年以降一貫して、親を被害者とした事件が最も多く、次いで、配偶者を被害者とした事件が多い。暴行、傷害は、配偶者を被害者とした事件が12年から急激に増加しており、際立った特徴を示している。傷害致死は、増減はあるものの、2年以降、親を被害者とした事件が最も多い。

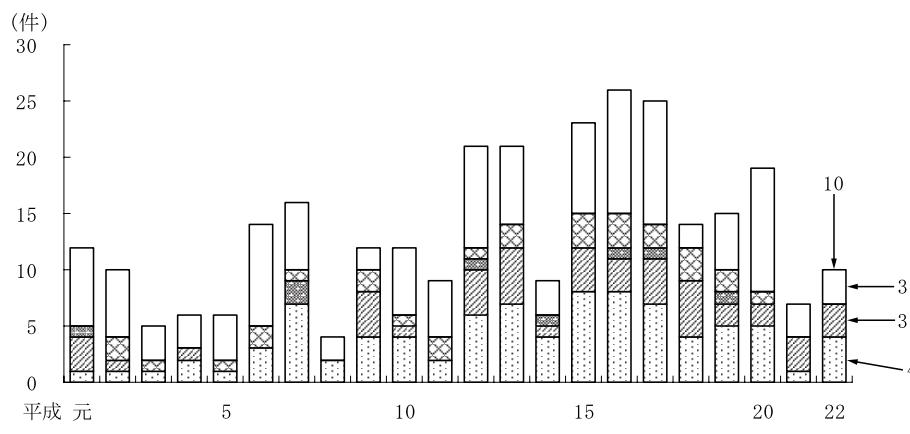
2-1-5図 親族が被害者である事件の検挙件数の被害者種別推移（罪名別）



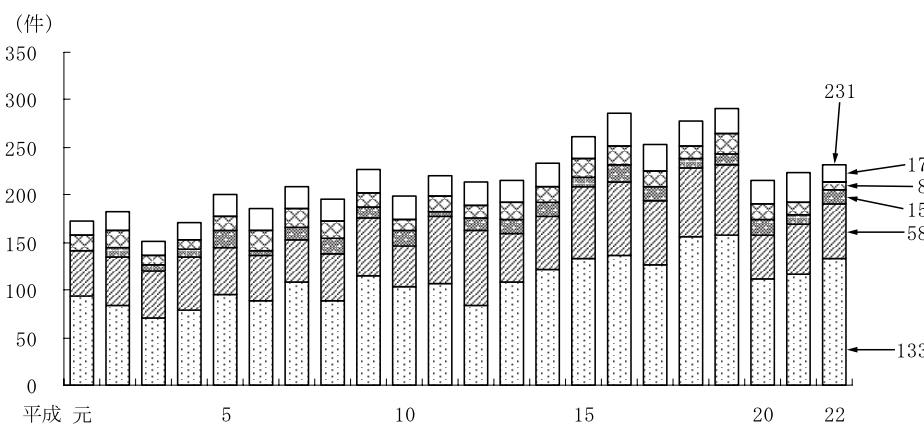
③ 嬢児殺



④ 強盗

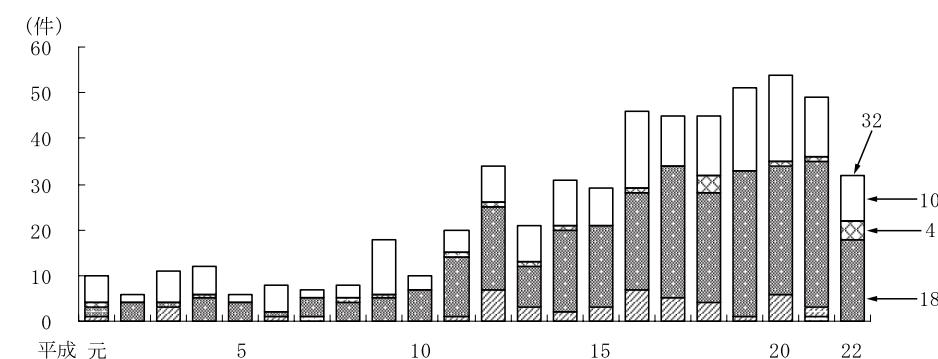


⑤ 放火

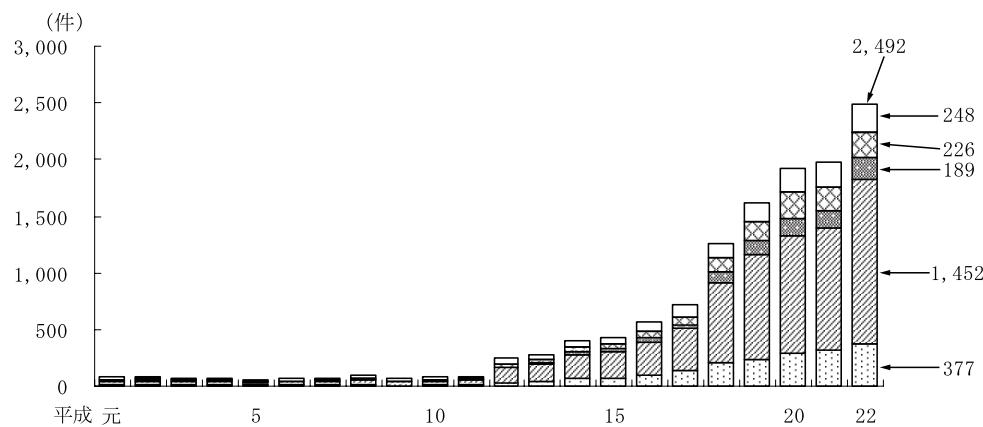


■ 親 ■ 配偶者 ■ 子 ■ 兄弟姉妹 ■ その他親族

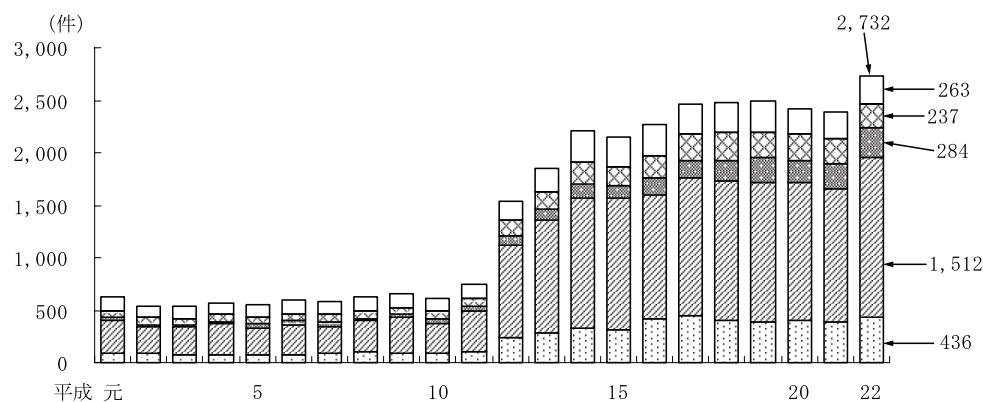
⑥ 強姦



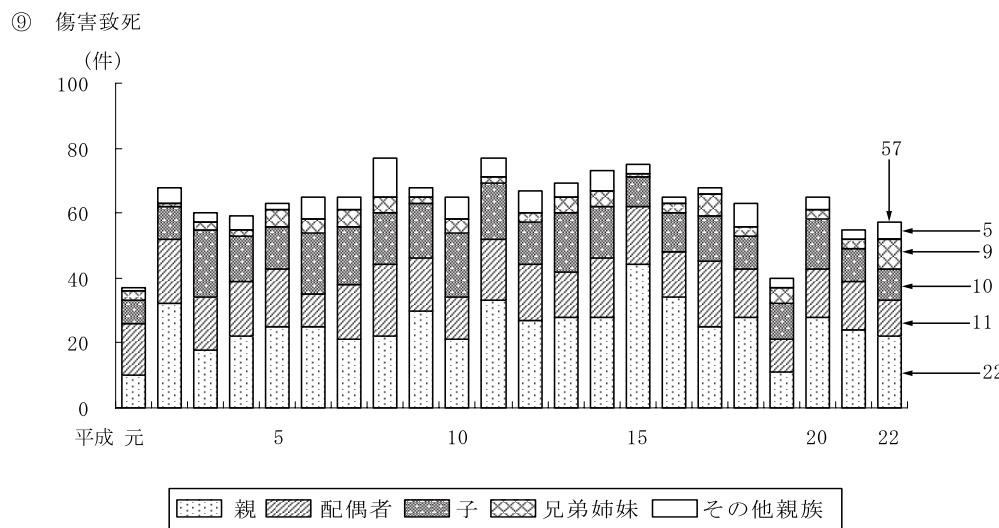
⑦ 暴行



⑧ 傷害



■ 親 ▨ 配偶者 ■ 子 □×△ 兄弟姉妹 □ その他親族



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
 4 「親」は、実父母、養父母及び継父母である。
 5 「配偶者」は、内縁関係を含む。
 6 「子」は、実子、養子及び継子である。
 7 「殺人」は、嬰児殺を含む。
 8 「傷害」は、傷害致死を除く。

(3) 親族の種類別検挙件数の構成比の推移

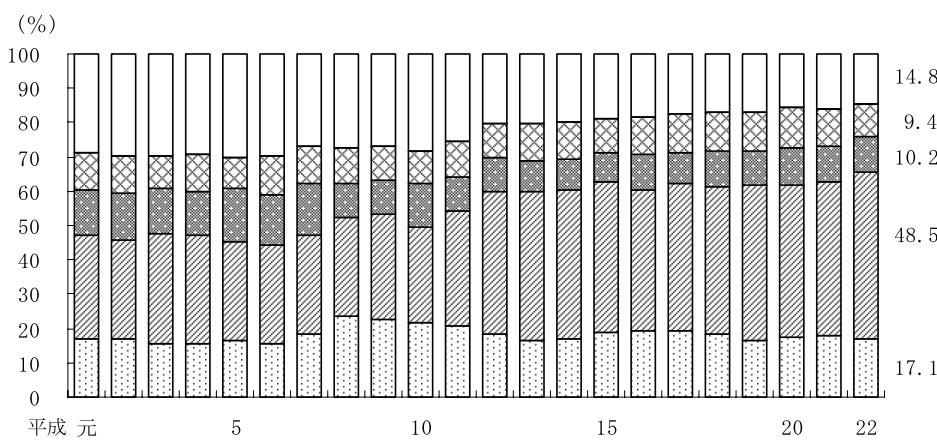
2-1-6図は、親族が被害者である事件の検挙件数の被害者種別構成比の推移（罪名別）（平成元年以降）を見たものである。

一般刑法犯総数では、配偶者が被害者である事件の構成比が上昇し、親、配偶者、子、兄弟姉妹以外の親族が被害者である事件の構成比が低下している。殺人では、子が被害者である事件の構成比が低下し、親が被害者である事件の構成比が上昇しており、他方、配偶者が被害者である事件の構成比はほぼ横ばいである。暴行及び傷害では、配偶者が被害者である事件の構成比が一貫して最も大きい。

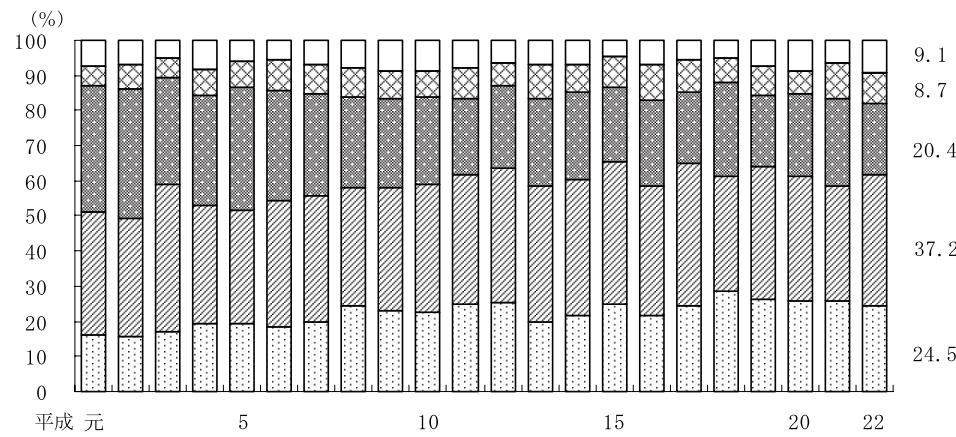
2-1-6図 親族が被害者である事件の親族の種類別検挙件数の構成比の推移（罪名別）

(平成元年～22年)

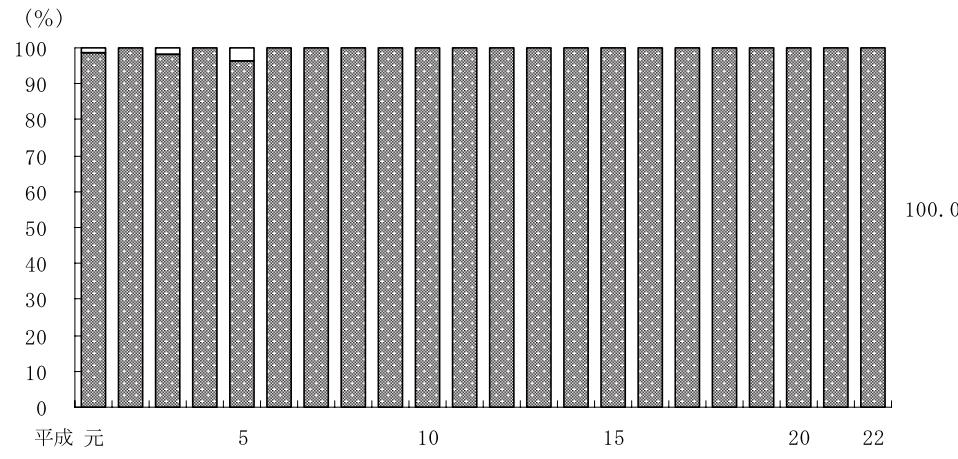
① 一般刑法犯総数



② 殺人

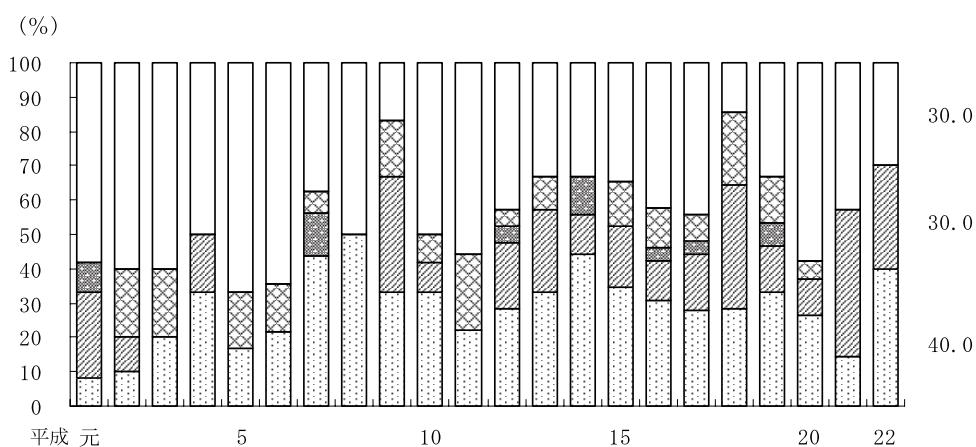


③ 嬰児殺

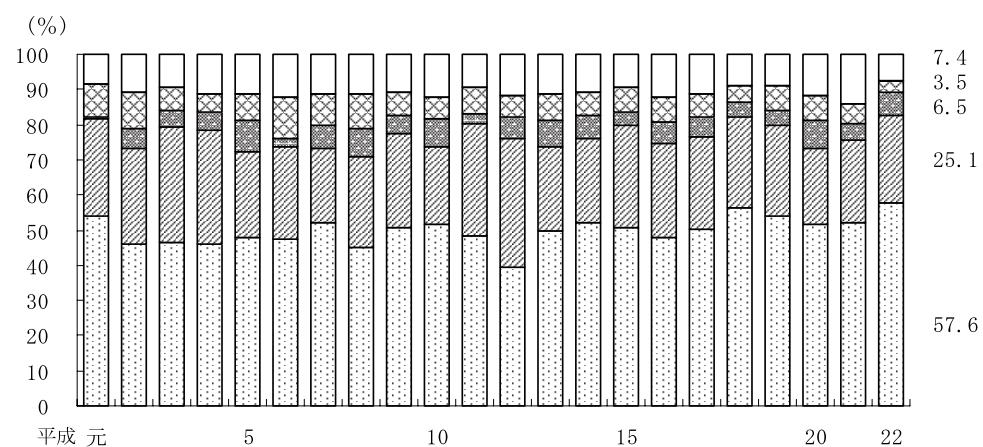


■ 親 ■ 配偶者 ■ 子 ■ 弟兄姉妹 ■ その他親族

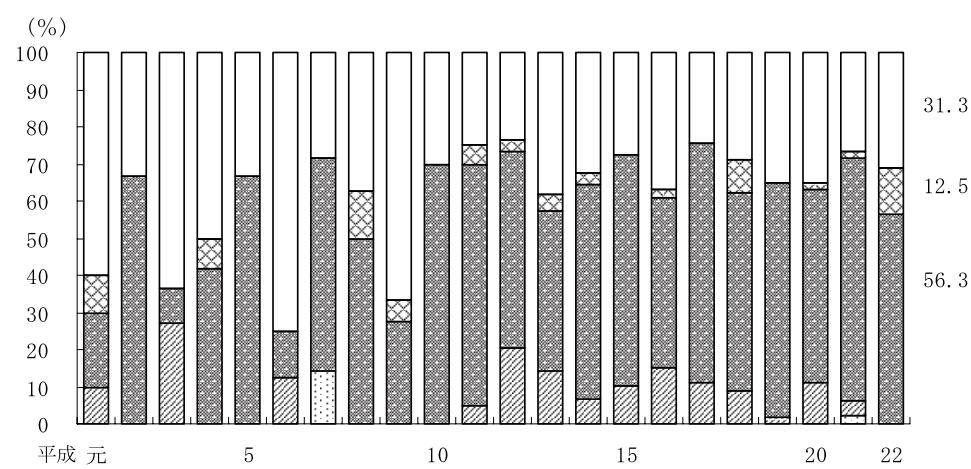
④ 強盗



⑤ 放火

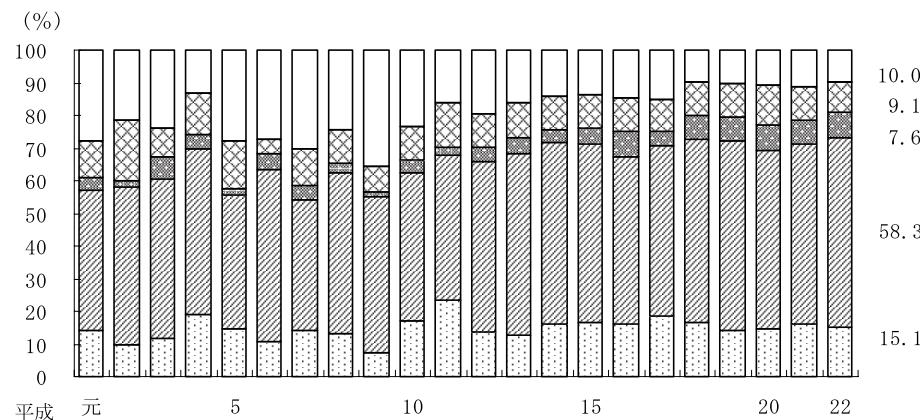


⑥ 強姦

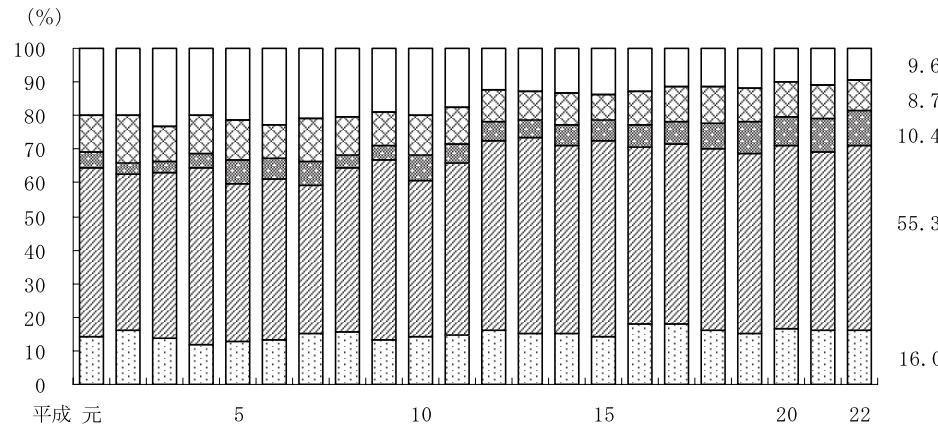


[■ 親 ▨ 配偶者 ■ 子 ▨XX 兄弟姉妹 □ その他親族]

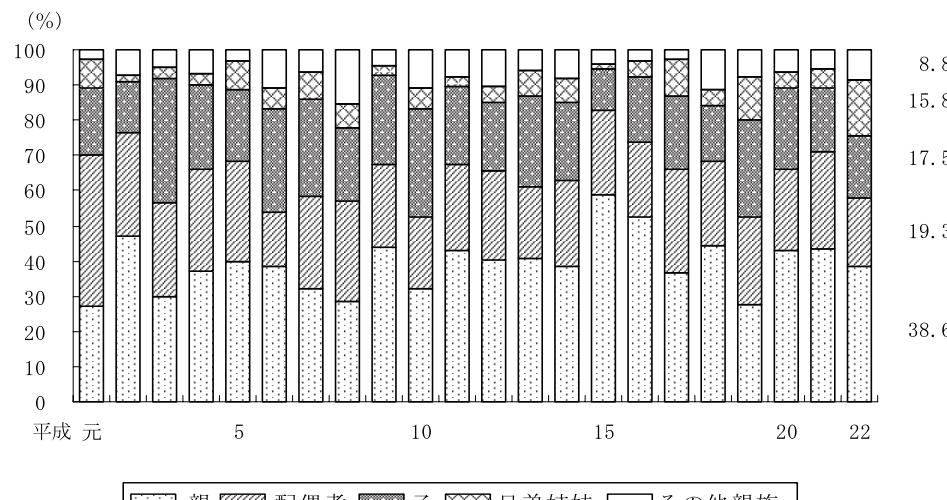
⑦ 暴行



⑧ 傷害



⑨ 傷害致死



■ 親 ■ 配偶者 ■ 子 ■ 兄弟姉妹 ■ その他親族

注 1 警察庁の統計による。

2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。

3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。

4 「親」は、実父母、養父母及び継父母である。

5 「配偶者」は、内縁関係を含む。

6 「子」は、実子、養子及び継子である。

7 「殺人」は、嬰児殺を含む。

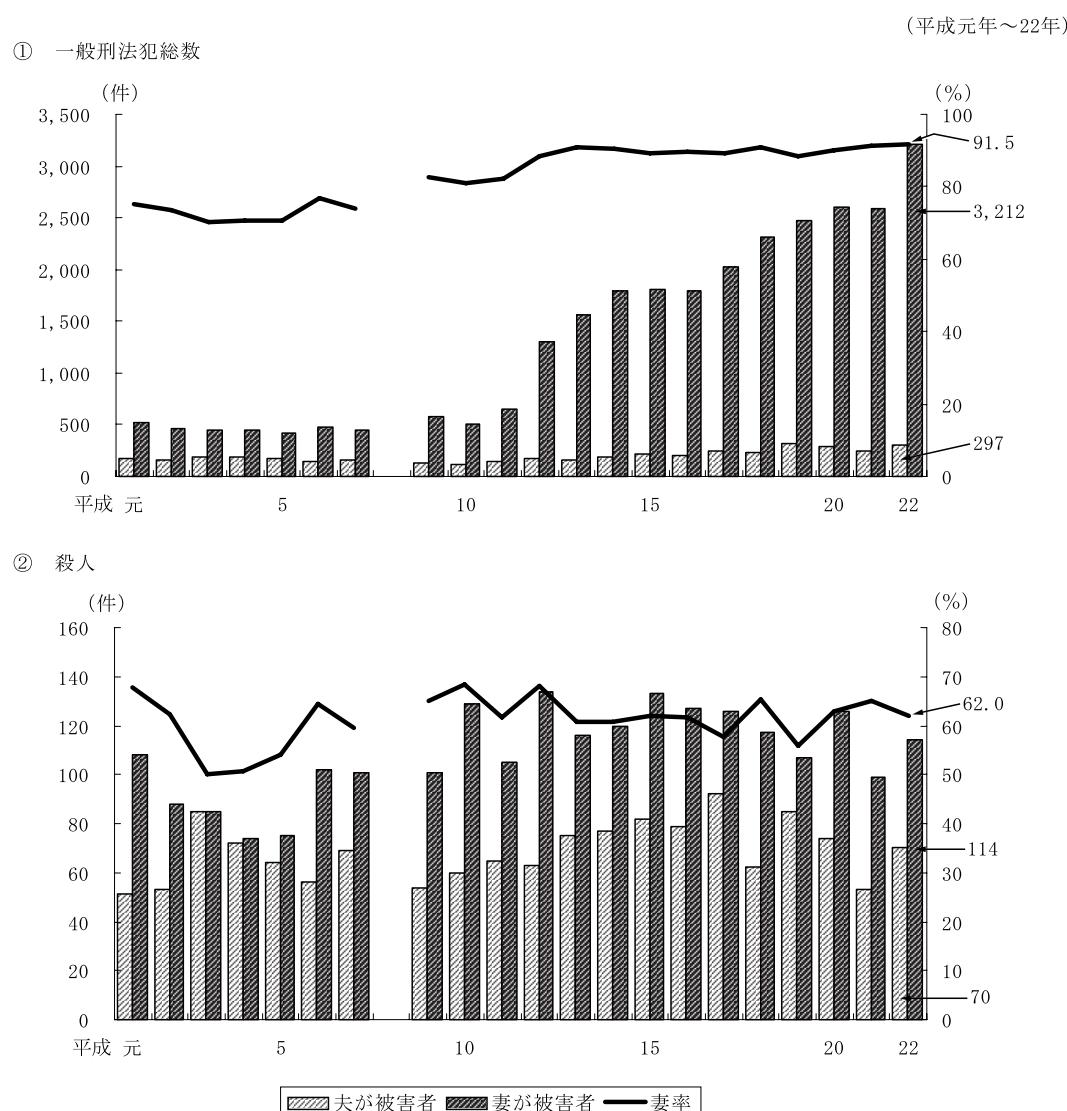
8 「傷害」は、傷害致死を除く。

3 配偶者が被害者である事件

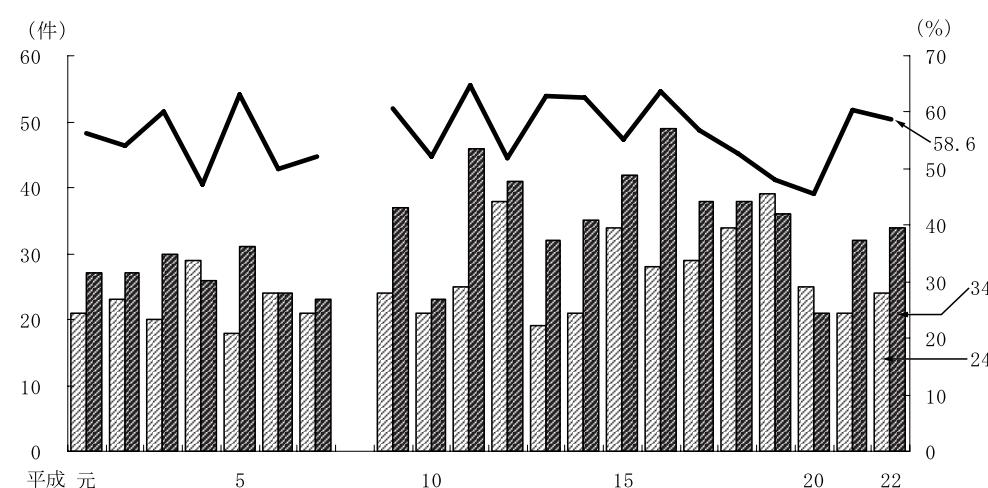
2-1-7図は、配偶者が被害者である事件の夫・妻別の検挙件数の推移（平成元年以降。ただし、平成8年は夫・妻の内訳のデータがないため除く。）を罪名別に見たものである。

一般刑法犯総数で見ると、夫が被害者である事件の検挙件数は、平成元年以降、緩やかに増加し、22年は297件と元年の1.7倍であるのに対し、妻が被害者である事件の検挙件数は、12年以降大きく増加しており、22年は3,212件と元年の6.2倍となっている。特に、傷害及び暴行では、妻が被害者である事件の検挙件数が、夫が被害者である事件に比べて多く、12年以降急激に増えている。他方、殺人及び放火では、夫が被害者である事件の検挙件数と妻が被害者である事件の検挙件数の差は大きくはなく、妻が被害者である事件の比率も元年以降大きな変化はない。

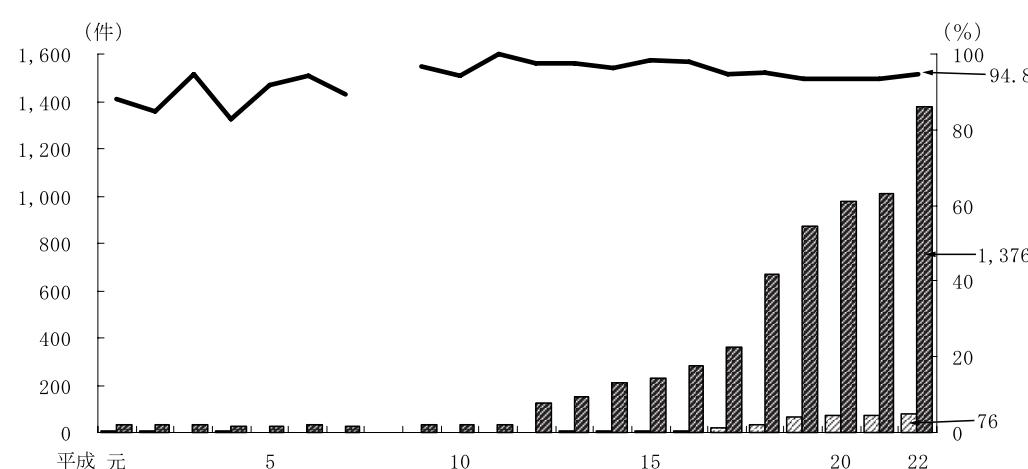
2-1-7図 配偶者が被害者である事件の夫・妻別の検挙件数の推移



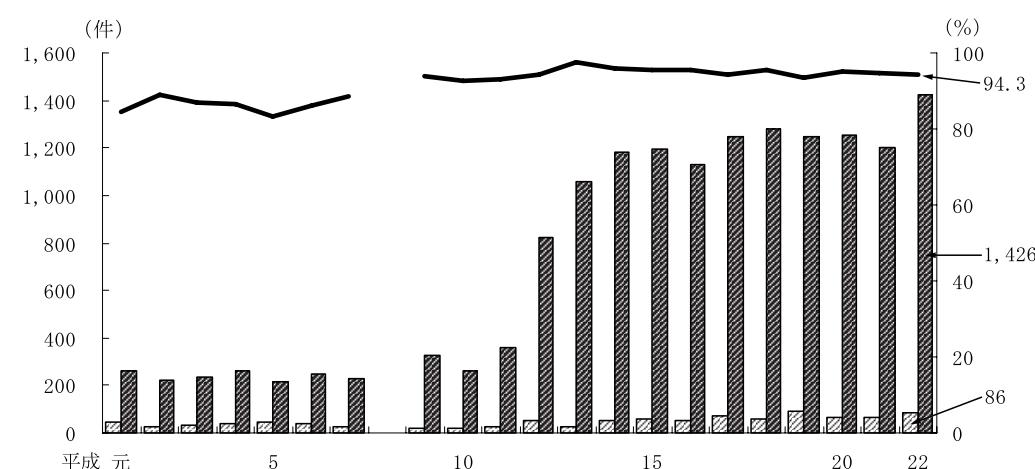
③ 放火



④ 暴行

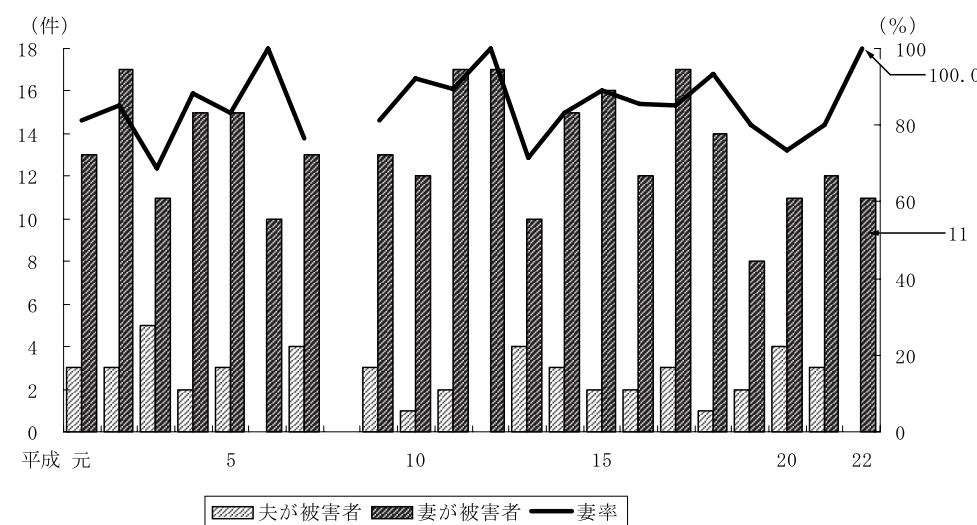


⑤ 傷害



■夫が被害者 ■妻が被害者 ──率

⑥ 傷害致死



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
 4 「妻率」は、配偶者を被害者とした事件の検挙件数に占める妻を被害者とした事件の比率をいう。
 5 「傷害」は、傷害致死を除く。
 6 平成8年については、夫と妻の内訛を示すデータがない。

第2章 外国における家庭内の犯罪

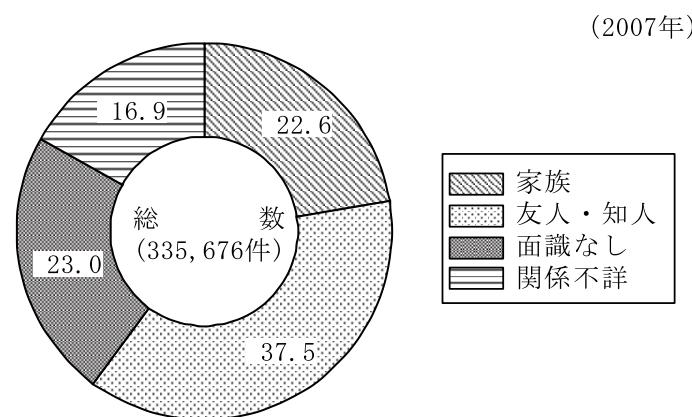
第1節 カナダの家庭内暴力犯罪の概要¹

1 家庭内暴力犯罪

(1) 暴力犯罪

2-2-1-1図は、2007年に警察に通報があった暴力犯罪²を加害者と被害者との関係別に見たものである。友人・知人（12万5,918件）が最も多いが、家族（7万5,779件）も4分の1弱に及んでおり、相当数の家族間の暴力事件が警察に通報されている。

2-2-1-1図 加害者の種別で見た暴力犯罪通報件数



注 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2009による。

(2) 家庭内暴力犯罪

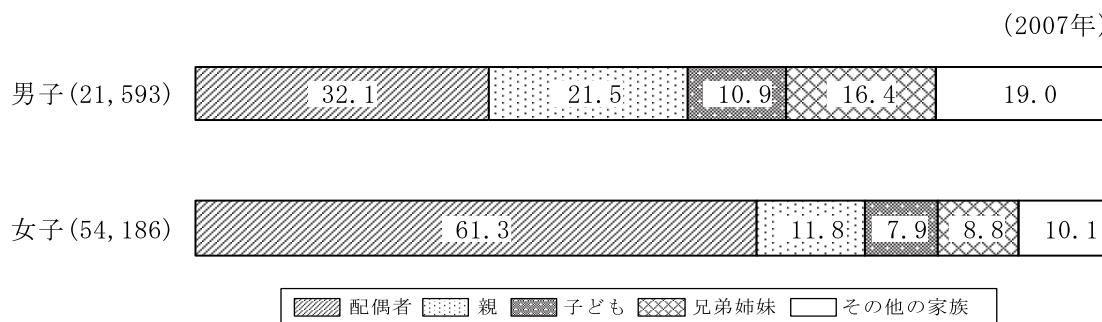
2007年の家庭内の暴力犯罪7万5,779件について、被害者の男女別に加害者の続柄を見ると、2-2-1-2図のとおりである。性別では女子の比率（71.5%）が高い。また、女子の被害者の中では、配偶者³の構成比が6割を超えており、高い。

1 使用する統計資料は、主として2011年版及び2009年版のFamily Violence in Canada: A Statistical Profileに基づく。

2 「暴力犯罪」は、暴行、性的暴行、犯罪的ハラスメント、ストーカー行為、脅迫、監禁及び殺人を含む。

3 配偶者は、法律婚、事実婚に係る配偶者のほか、別居・離婚したパートナーを含む。

2-2-1-2図 家庭内暴力犯罪 加害者別構成比（被害者男女別）



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2009による。

2 () 内は、実数である。

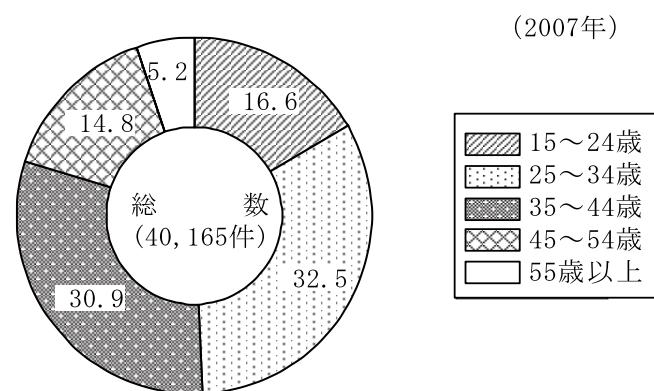
2 被害者との関係で見た家庭内暴力犯罪

(1) 配偶者暴力犯罪 (Police-reported spousal violence)

2007年に警察に通報された配偶者暴力犯罪の件数は、4万165件（全暴力犯罪の約12%）であった。人口10万人当たりの配偶者暴力犯罪の件数は、低下傾向にあり、1998年から2007年までに約15%減少した。

なお、2-2-1-3図は、配偶者暴力犯罪について被害者の年齢層別構成比を見たものであるが、25～44歳で6割を超える。

2-2-1-3図 配偶者暴力犯罪 被害者の年齢別構成比

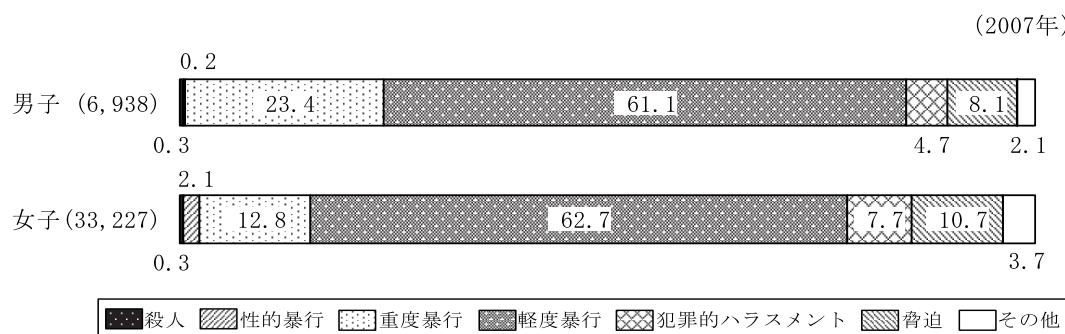


注 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2009による。

2-2-1-4図は、配偶者暴力犯罪の内容について、被害者の男女別に見たものである。

配偶者暴力犯罪の被害者（4万165人）のうち女子の占める比率（82.7%）が高い。また、配偶者暴力犯罪の約3分の2は、軽度暴行である。

2-2-1-4図 配偶者暴力犯罪 犯罪種別構成比（被害者男女別）



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2009による。

2 「重度暴行」は、後遺症や生命の危険を与えるなどの加重事由のある暴行、凶器使用の暴行等であり、「軽度暴行」は、押し・突き、平手打ち、殴打等である。

3 () 内は、実人員である。

(2) 少年に対する身体的・性的な家庭内暴力犯罪⁴ (Police-reported family violence against children and youth)

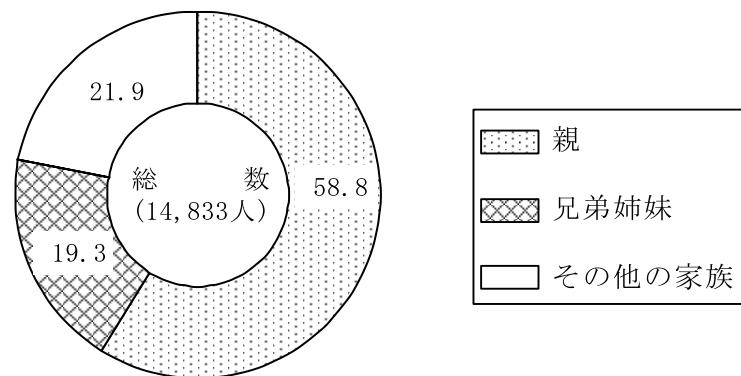
警察に通報された少年（18歳未満の者をいう。）に対する身体的・性的暴力犯罪における2009年の被害者数は、5万4,660人である。そのうち、加害者が家族であるもの（家庭内暴力犯罪）は、1万4,833人（27.1%）である。人口10万人当たりの少年に対する家庭内暴力犯罪の被害者数は214人で、2004年からおおむね横ばいである。

2-2-1-5図は、2009年における少年に対する家庭内暴力犯罪について加害者の種別構成比を見たものである。少年に対する家庭内暴力犯罪の加害者の過半数は親（実親のほか、継父母、養父母、事実上養育している者を含む。）である。

4 性的暴力犯罪とは、第3級性的暴行（Sexual assault level 3；刑法(Criminal Code:以下「法」という。)273条で規定され、後遺症（maiming/disfiguring）や生命の危険を与えるなどの加重事由のある性的暴行）、第2級性的暴行（Sexual assault level 2；法272条で規定され、凶器使用の脅迫又は攻撃行為、身体に危害を与える性的暴行）、第1級性的暴行（Sexual assault level 1；法271条で規定される性的暴行で、身体的傷害がないかあっても軽度のもの）、幼児わいせつ（Sexual interference；法151条で規定され、16歳未満の児童に対する性的目的の身体的接触）、幼児わいせつ勧誘（Invitation to sexual touching；法152条で規定され、16歳未満の児童に対する性的接触目的の勧誘等）をいう。

2-2-1-5図 少年に対する家庭内暴力犯罪 加害者種別構成比

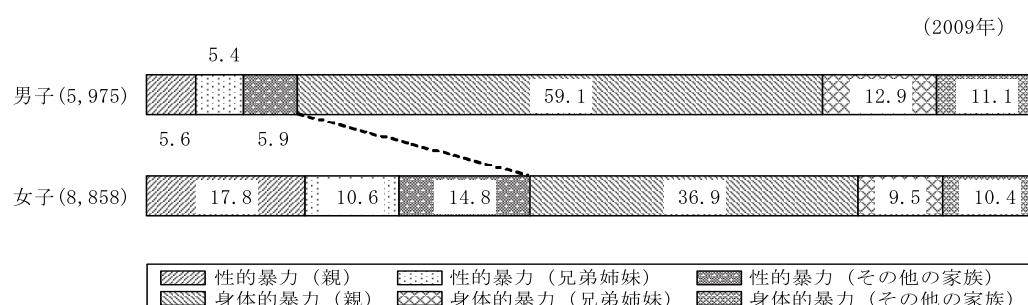
(2009年)



注 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

2-2-1-6図は、少年に対する家庭内暴力犯罪について、被害者の男女別に犯罪の種類（性的暴力・身体的暴力）及び加害者の構成比を見たものである。女子に対する家庭内暴力犯罪では、性的暴力の占める構成比が男子に比して高い。性的暴力の被害を受けた女子について、年齢別に人口10万人当たりの被害者数を見ると、14歳で最も高い⁵。男子では、身体的暴力の構成比が高く、その大多数は親によるものである。身体的暴力の被害を受けた男子について、年齢別に人口10万人当たりの被害者数を見ると、15、16歳前後でピークが認められる⁶。男子・女子を問わず、家庭内暴力犯罪の加害者は、親が最も多く、過半数を占める。

2-2-1-6図 少年に対する家庭内暴力犯罪 加害者・内容別構成比（被害者男女別）



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

2 () 内は、実人員である。

5 2011年版「Family Violence in Canada: A Statistical Profile」Chart2.2参照

6 同Chart2.3参照

(3) 高齢者に対する暴力犯罪 (Police-reported family violence against seniors)

警察に通報された高齢者（65歳以上の者）に対する暴力犯罪の2009年の被害者数は、7,871人である。そのうち、家庭内の暴力犯罪（加害者が家族であるもの）による者は2,427人（30.8%）であり、少年に対する暴力犯罪のうち家庭内の暴力犯罪の占める比率（27.1%）よりも高い。

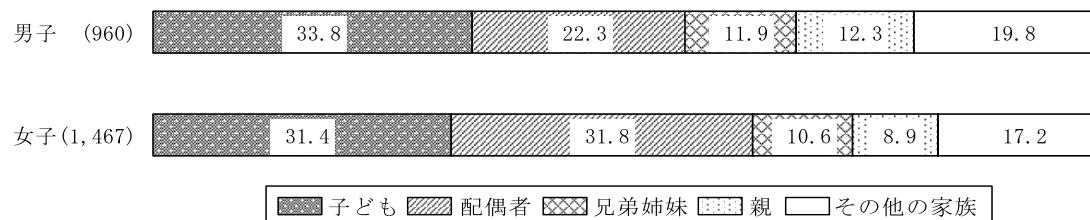
高齢者に対する家庭内暴力犯罪について、被害者的人口10万人当たりの比率は上昇傾向にあり、2004年から2009年（54）までに約14%上昇した。

人口10万人当たりの高齢被害者の比率を男女別に見ると、女子（59）が男子（48）よりも高い。

2-2-1-7図は、高齢者に対する家庭内暴力犯罪について、被害者の男女別に加害者種別構成比を見たものある。男子よりも女子に対する家庭内暴力犯罪が多く、かつ、女子に対する家庭内暴力犯罪では、男子に比して加害者が配偶者である構成比が高く、子どもと配偶者の構成比を合わせると6割を超える。男子の高齢者に対する家庭内暴力犯罪では、加害者は子どもが約3分の1であって最も多い。

2-2-1-7図 高齢者に対する家庭内暴力犯罪 加害者種別構成比（被害者男女別）

（2009年）

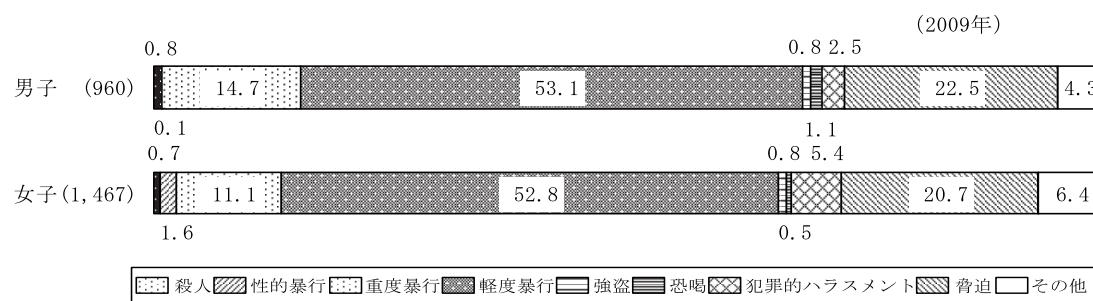


注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

2 () 内は、実人員である。

2-2-1-8図は、高齢者に対する家庭内暴力犯罪について被害者の男女別に犯罪の種別を見たものである。男子の高齢者に対する家庭内暴力犯罪でも女子の高齢者に対するものでも、軽度暴行が最も多数を占めており、重度暴行及び脅迫と合わせて、暴行・脅迫が主たる犯罪となっている。

2-2-1-8図 高齢者に対する家庭内暴力犯罪 犯罪種別構成比（被害者男女別）



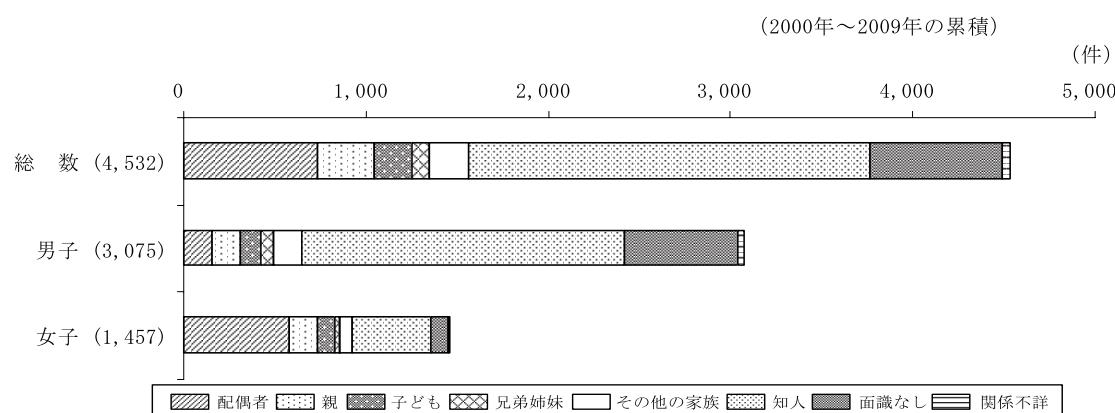
注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

2 () 内は、実人員である。

3 家庭内殺人

2-2-1-9図は、2000年から2009年までの10年間の累積の殺人⁷の加害者の種別を被害者男女別に見たものである。

2-2-1-9図 加害者種別殺人事件検挙件数（総数・被害者男女別）



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

2 被害者の性別が不明の者を除く。

3 () 内は、実数である。

被害者の男女別にみると、全体では女子は男子の半数未満であるが、家庭内殺人に限ると、男子の1.4倍と被害者数が逆転している。男子の被害者では、配偶者、親、子ども及びその他の家族である件数がおおむね同等であり、家族内の加害者種別の偏りが小さいのに対し、女子の被害者では、加害者の6割以上は配偶者である。

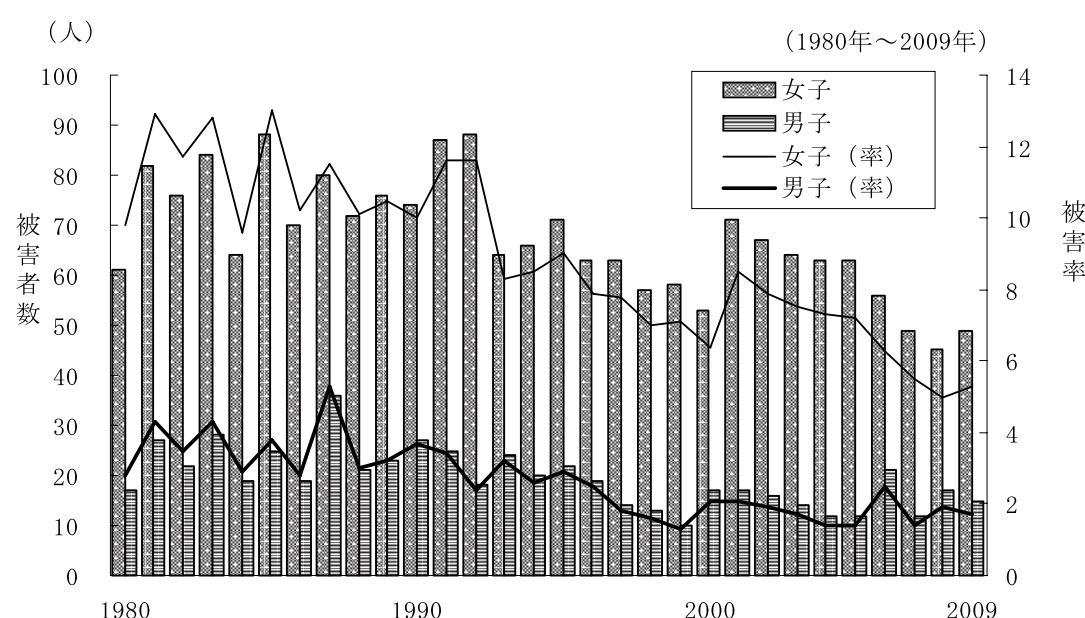
7 殺人調査では、1961年から警察が認知した殺人事件（Homicide）について、被害者・加害者に関する統計調査票が作成されるようになり、1974年から家庭内殺人に係る調査内容が追加された。

(1) 配偶者殺人

2-2-1-10図は、1980年から2009年までの30年間の配偶者殺人における男女別の被害者数及び人口100万人当たりの被害者数（被害率）の推移を見たものである。

当該期間で一貫して、女子は男子よりも配偶者殺人の被害に遭いやすく、2009年の人口100万人当たりの被害者数は、女子は男子の3.1倍であった。女子の被害率は、1985年に当該期間で最大の13.0を記録したが、その後減少し、2009年は5.3であった。男子の被害率も1987年に当該期間で最大の5.3を記録したが、その後減少し、2009年は1.7であった。

2-2-1-10図 配偶者殺人 男女別被害者数・被害率の推移



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

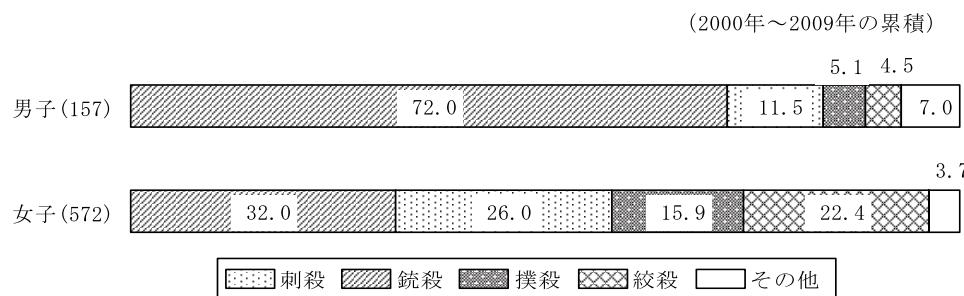
2 「被害率」は、人口100万人当たりの被害者数である。

2000年から2009年までの10年間の配偶者殺人（累積）で、被害者の男女別に被害者と加害者の婚姻関係の別を見ると、女子では法律婚39.1%，事実婚33.2%，別居した配偶者25.8%，離婚した元配偶者1.9%などとなっており、男子では法律婚22.3%，事実婚66.2%，別居した配偶者10.8%，離婚した元配偶者0.6%などとなっている⁸。

2-2-1-11図は、2000年から2009年までの10年間の配偶者殺人（累積）について、被害者の男女別に、その手口別構成比を見たものである。女子では、刺殺と銃殺を合わせて約6割であるが、男子では約7割が刺殺である。

8 被害者の性別が不明の者を除く。2011年版「Family Violence in Canada: A Statistic Profile」 Table 4.4 参照

2-2-1-11図 配偶者殺人 手口別構成比（被害者男女別）



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

2 「絞殺」は、窒息死及び溺死を含む。

3 手口が不明の者を除く。

4 () 内は、実数である。

(2) 少年に対する家庭内殺人

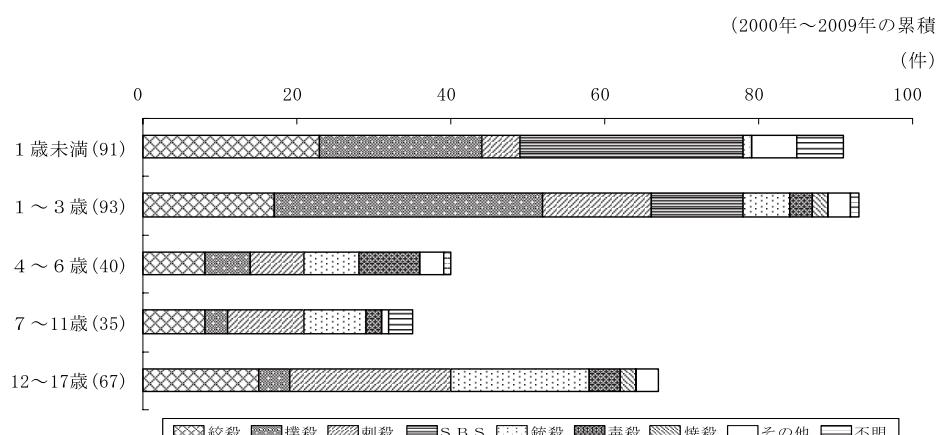
2000年から2009年の10年間において、少年に対する家庭内殺人事件は、全ての殺人事件（解決済みのものに限る。）の約7%であり、全ての家庭内殺人事件の約21%であった。一般的に、少年に対する殺人は、家族によるものがそれ以外の者によるものよりも多い。ただし、過去30年間の推移を見ると、その差は近年減少傾向にある。

最近10年間の少年に対する家庭内殺人のうち約84%は、父母によるものである。

2-2-1-12図は、2000年から2009年までの10年間の少年に対する家庭内殺人（累積）について、被害者の年齢層別に手口別件数を見たものである。

1歳未満の乳児に対する殺人事件は、人口100万人当たりの件数で見ると最も多い⁹。1歳未満の乳児に対する殺人事件では、SBS（Shaken Baby Syndrome: 揺さぶられっ子症候群）が、1～3歳の幼児に対する殺人事件では、撲殺の件数が多い。

2-2-1-12図 少年に対する家庭内殺人 手口別件数（年齢層別）



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

2 「絞殺」は、窒息死及び溺死を含む。

3 「SBS」は、揺さぶられっ子症候群（Shaken Baby Syndrome）をいう。

4 「毒殺」は、薬殺を含む。

5 () 内は、実数である。

9 2011年版「Family Violence in Canada: A Statistical Profile」 Chart4.8参照

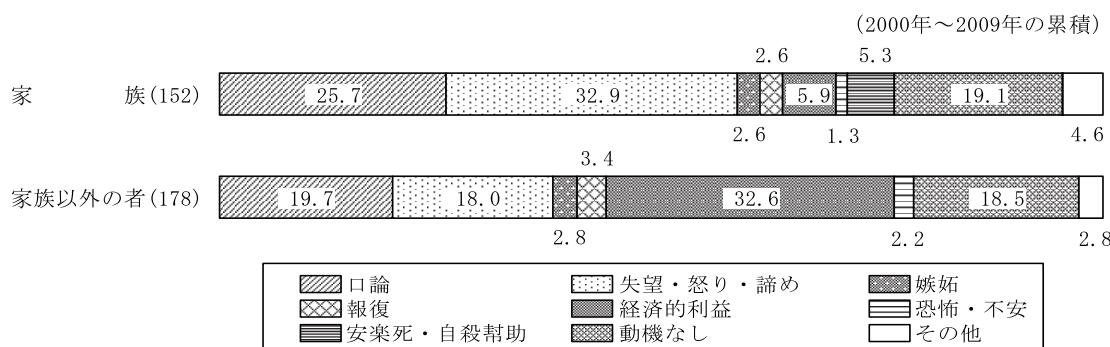
(3) 高齢者に対する家庭内殺人

2000年から2009年の10年間において、高齢者に対する家庭内殺人事件は、全ての殺人事件（解決済みのものに限る。）の約4%であり、全ての家庭内殺人事件の約10%であった。過去30年間において、高齢者に対する殺人事件は、家族以外の者によるものが、家族によるものよりも多い。近年、その差は縮小傾向にあるが、2009年において、家族以外の者による事件が家族による事件の約2.5倍となっている。家族によるものと、それ以外のものを問わず、人口100万人当たりの高齢者に対する殺人事件数は緩やかな減少傾向にあり、2009年の高齢者に対する家庭内殺人事件数は、2000年より約34%，1980年より約61%減少している。

高齢者に対する家庭内殺人について、被害者の男女別に加害者種別を見ると、女子の高齢者に対する殺人事件では、配偶者（約41%）、息子（約36%）が多く、男子の高齢者に対する殺人事件では、息子が約72%と多数を占めた。

2-2-1-13図は、2000年から2009年までの10年間の高齢者に対する殺人事件（累積）について、加害者の種別ごとの動機別構成比を見たものである。家族以外の者による殺人事件では、経済的利得によるものが多いのに対し、家庭内殺人事件では、失望・怒り・諦め、口論が多かった。

2-2-1-13図 高齢者に対する家庭内殺人 動機別構成比（加害者別）



注 1 Family Violence in Canada:A Statistical Profile 2011による。

2 動機が不明の者を除く。

3 「動機なし」は、精神疾患等を含む。

4 () 内は、実数である。

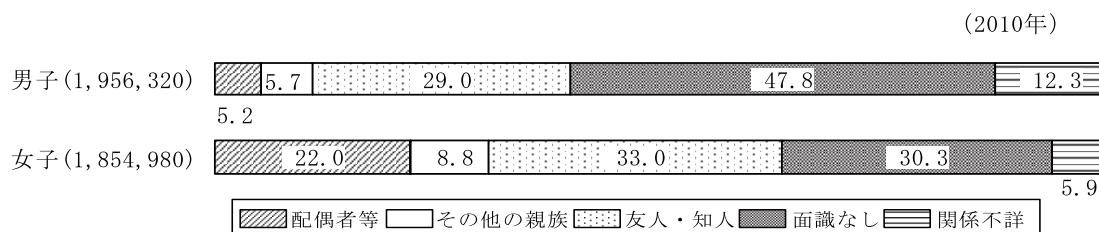
第2節 米国の家庭内暴力犯罪の概要¹

1 被害者と加害者の関係別の暴力犯罪²

2010年における米国における暴力犯罪は、2001年に比べて33.5%，2009年に比べて12.1%減少した。2010年の暴力犯罪による被害率（12歳以上の者1,000人当たりの被害者数）は、2001年に比べ10.2pt，2009年に比べ2.2pt低下し、14.9であった。

2010年の米国の暴力犯罪における被害者と加害者との関係別構成比を、被害者の男女別に見ると、**2-2-2-1図**のとおりである。

2-2-2-1図 暴力犯罪 加害者・被害者関係別構成比（被害者男女別）



注 1 Bulletin Criminal Victimization 2010による。

2 「配偶者等」は、元配偶者及び交際相手を含む。

3 () 内は、実人員である。

男女別に見ると、女子の被害者に対する暴力犯罪において、男子よりも、配偶者等及びその他の親族によるものの構成比が高い。配偶者等による暴力犯罪の被害率（12歳以上の者1,000人当たりの被害者数）は、女子に対するものが男子に対するものの約4倍に及んでいる。

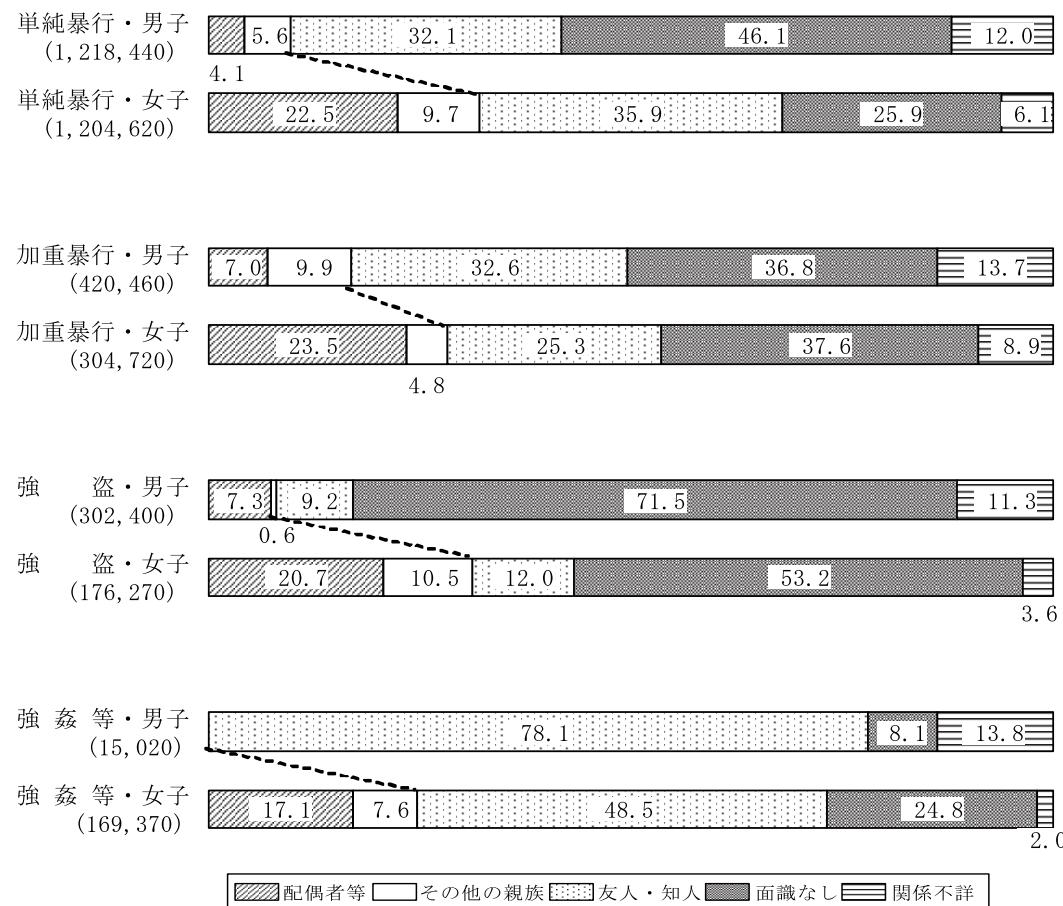
次に、罪名等ごとに、被害者と加害者との関係別構成比を見ると、**2-2-2-2図**のとおりである。配偶者等及びその他の親族によるものの構成比が、強盗において、他の三者（単純暴行、加重暴行及び強姦・性的暴行）に比べて、やや小さい。また、被害者の男女別の差異を見ると、いずれの罪名等においても、被害者が女性の場合に、配偶者及びその他の親族によるものの構成比が高いものの、加重暴行においては、被害者が女性の場合と男性の場合とで、同構成比の差異が他の三者よりも比較的小さい。

1 米国司法省の2007年版「Homicide Trends in the United States」、2010年版「Crime in the United States」及び2010年版「Bulletin Criminal Victimization」による。

2 全国犯罪被害調査（NCVS：National Crime Victimization Survey）のデータによる。同調査における暴力犯罪は、強姦、性的暴行、強盗、加重暴行及び単純暴行をいう。

2-2-2-2図 暴力犯罪 被害者・加害者関係別構成比（罪名等別・被害者男女別）

(2010年)



注 1 Bulletin Criminal Victimization 2010による。

2 「強姦等」は、強姦及び性的暴行である。

3 「配偶者等」は、元配偶者及び交際相手を含む。

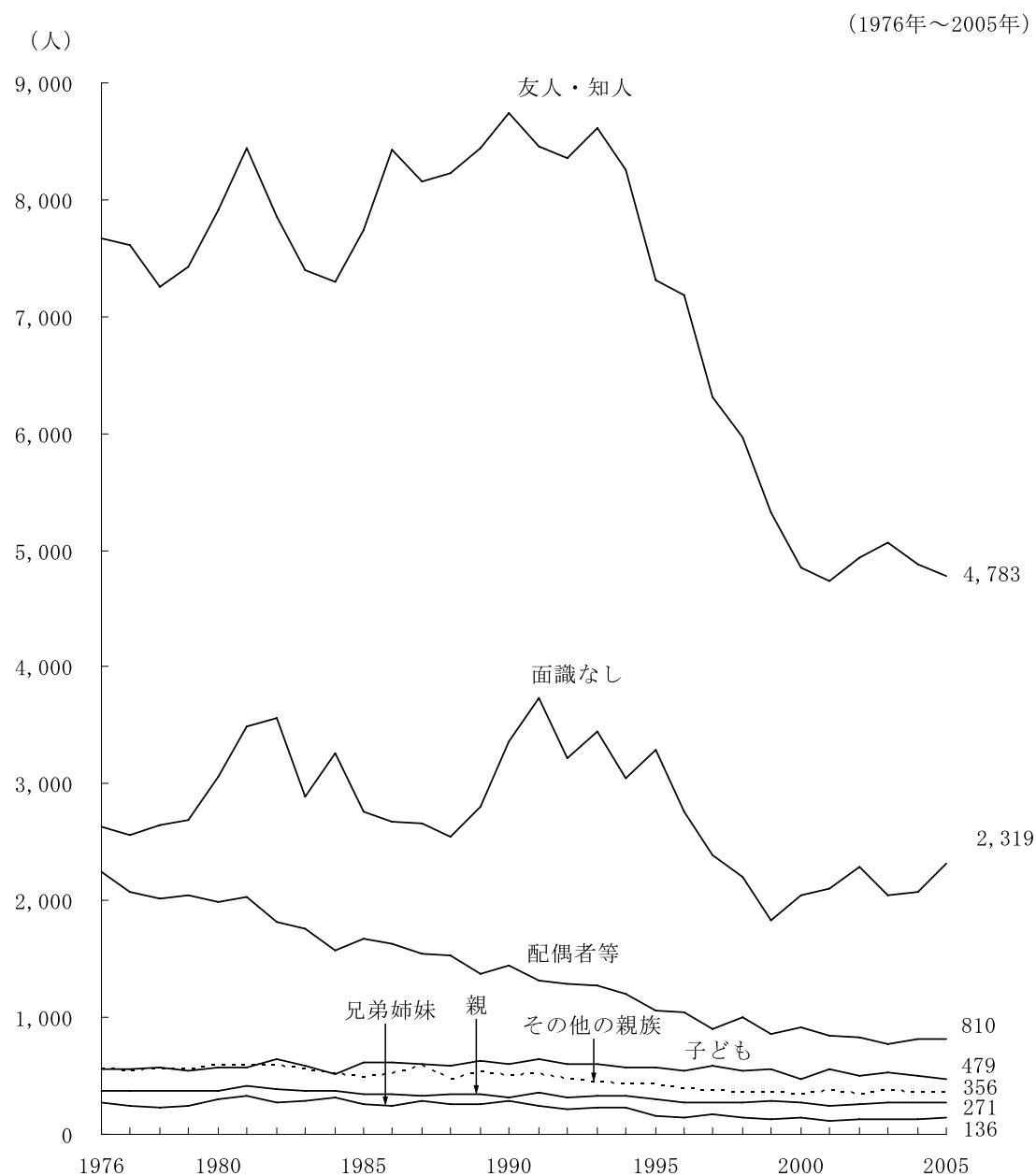
4 () 内は、実人員である。

2 家庭内殺人

(1) 殺人の被害者

1976年から2005年までの30年間における被害者と加害者の関係別に見た殺人の被害者数の推移は、2-2-2-3図のとおりである。殺人の被害者は、30年間一貫して、「友人・知人」が最も多く、次いで、「面識なし」、「配偶者等」（元配偶者を含む。以下この節において同じ。）の順であった。家庭内殺人（親族等が被害者である殺人をいう。以下この節において同じ。）の被害者について見ると、一貫して「配偶者等」が最も多いものの、長期的に減少傾向にある。家庭内殺人の被害者は、近年、多い順に、「配偶者等」、「子ども」、「その他の親族」、「親」、「兄弟姉妹」であった。

2-2-2-3図 殺人 被害者数（被害者と加害者の関係別）の推移



注 1 Homicide Trends in the United States 2007による。

2 「配偶者等」は、元配偶者を含む。

3 関係不詳の者を除く。

2-2-2-4図は、1976年から2005年までの30年間の累積人員で見た殺人の認知件数における被害者と加害者の関係別構成比である。殺人の被害者が「親族等」（元配偶者を含む。以下この節において同じ。）である者の構成比は、15.0%であった。

2-2-2-4図 殺人の認知件数 被害者と加害者の関係別構成比

(1976年～2005年の累積)



注 1 Homicide Trends in the United States 2007による。

2 「親族等」は、元配偶者を含む。

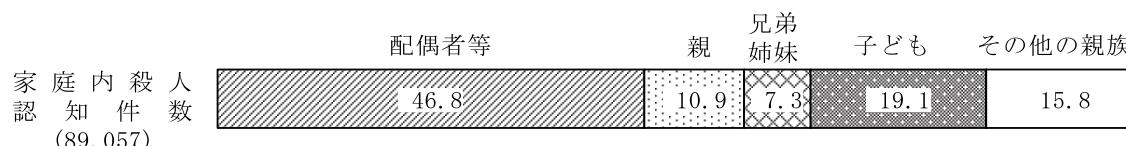
3 () 内は、実数である。

(2) 家庭内殺人の被害者

2-2-2-5図は、2-2-2-4図の「親族等」の内訳を見たものである。家庭内殺人においては、被害者が「配偶者等」である場合が最も多く、次いで、「子ども」、「その他の親族」、「親」、「兄弟姉妹」の順である。

2-2-2-5図 家庭内殺人の認知件数 被害者と加害者の関係別構成比

(1976年～2005年の累積)



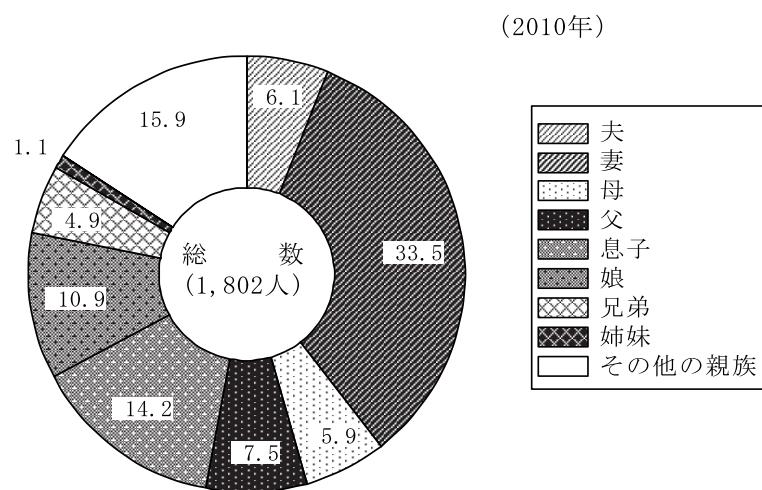
注 1 Homicide Trends in the United States 2007による。

2 「配偶者等」は、元配偶者を含む。

3 () 内は、実数である。

2010年における家庭内殺人事件を、加害者に対する被害者の関係別に構成比を見ると、2-2-2-6図のとおりである。妻に対する殺人事件の構成比が最も高く、そのほか息子、娘が次いでおり、加害者より弱者立場にある者に対する事件が多いと考えられる。

2-2-2-6図 家庭内殺人 被害者別構成比

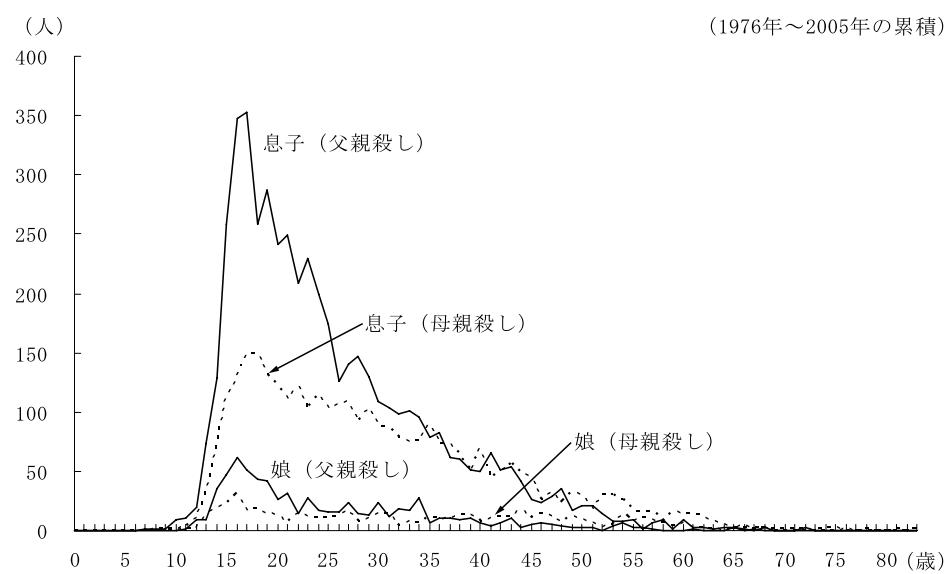


注 1 Homicide Trends in the United States 2007による。

2 「夫」及び「妻」は、法律婚、事実婚に係る配偶者のほか、元配偶者を含む。

2-2-2-7図は、被害者が親である殺人事件の年齢別加害者数（続柄別）について、1976年から2005年までの30年間の累積人員で見たものである。加害者の総数で比較すると、息子による父親殺しが最も多く、次いで、息子による母親殺し、娘による父親殺し、娘による母親殺しの順であった。加害者を年齢別に見ると、男女共に16～17歳の年齢層の者が最も多い。

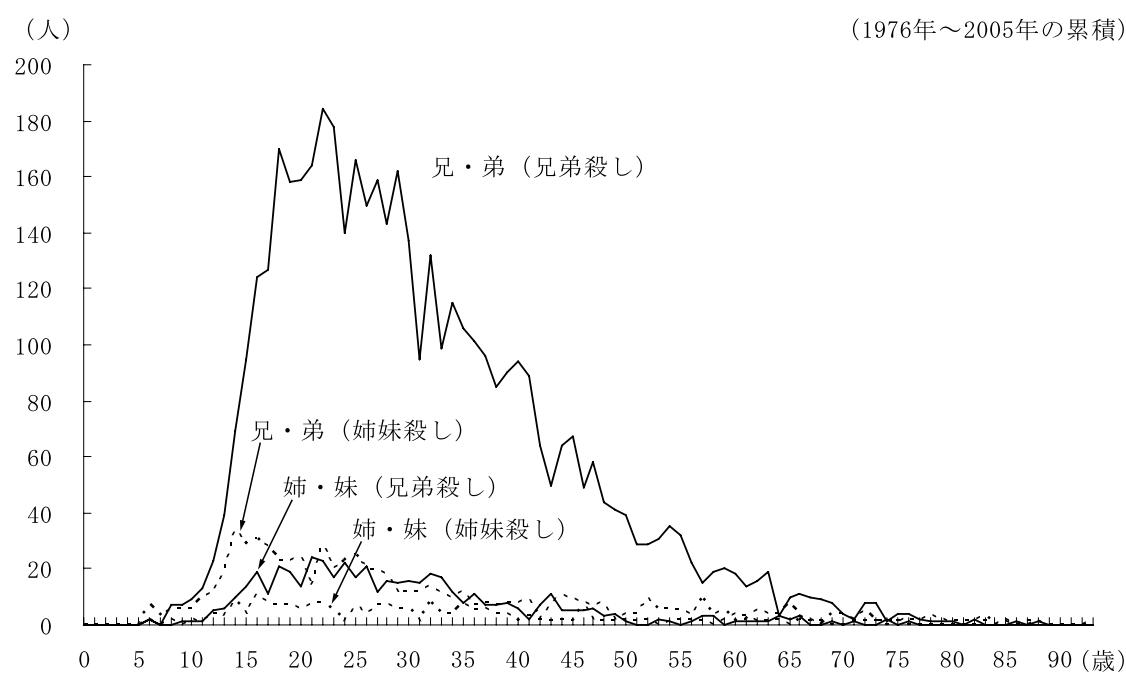
2-2-2-7図 被害者が親である殺人の年齢別加害者数（続柄別）



注 Homicide Trends in the United States 2007による。

2-2-2-8図は、被害者が兄弟姉妹である殺人事件の年齢別加害者数（続柄別）について、1976年から2005年までの30年間の累積人員で見たものである。被害者が親である場合と比較すると、被害者が兄弟姉妹である場合においては、加害者のうち姉妹の占める比率が低い。加害者の総数で比較すると、兄・弟による兄弟殺しが最も多く、次いで、兄・弟による姉妹殺し、姉・妹による兄弟殺し、姉・妹による姉妹殺しの順であった。

2-2-2-8図 被害者が兄弟姉妹である殺人の年齢別加害者数（続柄別）

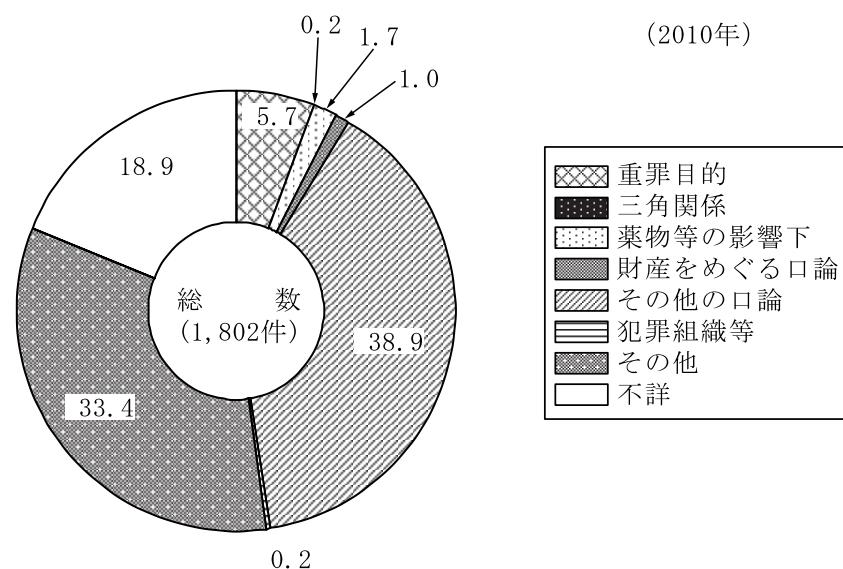


注 1 Homicide Trends in the United States 2007による。

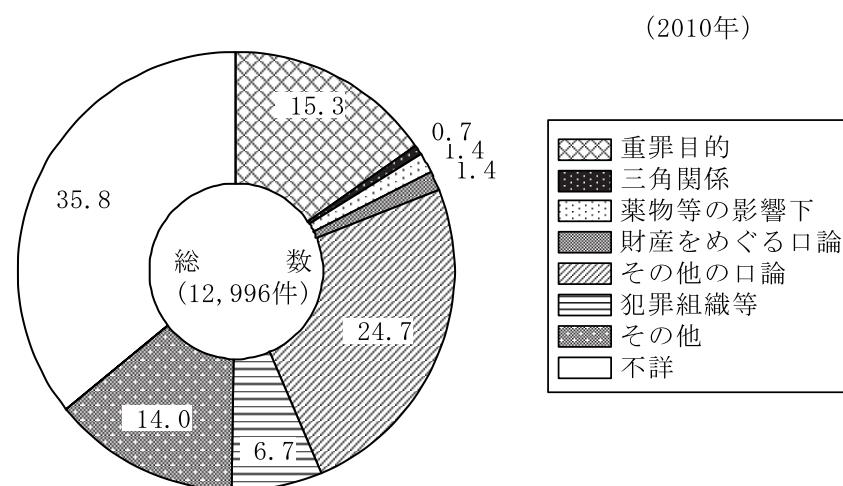
2 被害者が複数の場合は、最初の被害者を計上している。

2-2-2-9図は、家庭内殺人事件について、事件の状況別の構成比を見たものである。殺人事件全体と比べ、重罪(Felony)³に伴って発生したものは少なく、口論によるものが最も多い。

2-2-2-9図 家庭内殺人 犯行の状況別構成比



<参考> 殺人（全体）犯行の状況別構成比



注 1 Crime in the United States 2010による。

2 「家庭内殺人」は、事実婚に係る配偶者又は元配偶者が被害者である殺人を含む。

3 「薬物等の影響下」は、アルコールの影響下を含む。

3 重罪 (Felony) とは、米国連邦法では懲役 1 年を超える法定刑の犯罪であり、強盗、強姦、放火等多数のものがある。